

副 本

平成25年(ワ)第46号, 同第220号, 平成26年(ワ)第224号
損害賠償請求事件

原 告 伊東達也 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力最終準備書面

令和2年10月14日

福島地方裁判所いわき支部 民事部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 棚 村 友 博



同 田 中 秀 幸



同 青 木 翔 太 郎



同訴訟復代理人

同 石 神 脩 平



目 次

第 1	はじめに	6
1	本件訴訟における原告らの請求について	6
2	本件の認定・判断に当たって留意されるべき点	8
	(1) 精神的損害の算定における裁判所の裁量の限界について	8
	(2) 原子力損害賠償紛争審査会の制度趣旨及び「一般的な指針」の果たすべき機能について	9
3	本書の構成	10
第 2	自主的避難等対象区域について	10
1	本件訴訟の原告らに対する違法な法益侵害の判断について	10
	(1) はじめに	10
	(2) 法律上保護される利益の侵害に関する判断枠組み	12
2	自主的避難等対象区域において法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとは認められないこと	23
	(1) 地域の客観的状況	23
	(2) 法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとは認められないこと	29
3	被告東京電力の自主賠償基準による額を超える共通損害が認められないこと	32
	(1) 被告東京電力による賠償の実施について	32
	(2) 法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとみられる者においても、自主賠償基準に基づく額を超える損害は認められないこと	35
	(3) 中間指針等の機能・位置付けからも、安易に中間指針等による賠償額を超える損害が認められるべきでないこと	42
第 3	旧屋内退避区域について	51
1	はじめに	51

2	旧屋内退避区域の賠償額の充分性	53
	(1) 地域の客観的状況	53
	(2) 少なくとも屋内退避の指示が解除された平成23年4月22日以降には法律上保護される利益に対する侵害があったと評価し得ないこと ..	55
	(3) 被告東京電力の自主賠償基準に基づく額を超える損害は認められないこと	58
第4	原告らの主張の誤り	60
1	原告ら主張の概要	60
2	本件事故直後の時期に対応する慰謝料と継続的被害による慰謝料を別個に算定・請求することの誤り	62
	(1) 中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づく支払は区域ごとに想定される一切の精神的苦痛を織り込んだものであること	62
	(2) 慰謝料の評価要素を無理に細分化し、別個の慰謝料請求権として評価・算定することは過大な認定となること	64
3	中間指針等の額を超えて賠償されるべき「共通損害」は存在しないこと .	64
	(1) 原告ら主張の概要	64
	(2) 「無形の財産的損害」「精神的損害」のいずれについても自主賠償基準による額を超える「共通損害」が観念できないこと	65
4	被害の内容に関する原告ら主張の誤り	66
	(1) 「地域社会力の低下」等は法律上保護される利益の侵害、民事法上保護される個人的・主観的利益の侵害のいずれにも当たらないほか、そもそも「地域社会力の低下」等と評価すべき状況は生じていないこと	66
	(2) 原告らが主張する「無形の財産的損害」は仮に生じたとしても中間指針等が示す賠償額に含まれており、別途に賠償されるべき損害はないこと	68

5	慰謝料の増額を基礎付けるような故意またはそれに匹敵する重過失はないこと	70
	(1) いかなる結果回避措置が求められるかは予見可能性の程度によって変わってくること	70
	(2) 長期評価の見解は原告らが主張するような結果回避措置を義務付けるような知見ではなかったこと	72
	(3) 長期評価の見解を踏まえた被告東京電力の対応が不合理なものではなかったこと	74
	(4) 長期評価の見解に係る知見の進展状況からも、被告東京電力において当該知見を取り入れて津波対策を講じることが義務付けられるものではなかったこと	77
	(5) 小括	79
第5	弁済の抗弁	80
1	弁済の抗弁に関する考え方（費目を問わず弁済充当されるべきであること）	80
	(1) 本件事故に基づく損害賠償請求権である以上、損害の費目を問わず請求権として1個であること	80
	(2) 一部請求における弁済の抗弁の判断方法について	83
	(3) 訴訟物1個説及び外側説からの帰結	84
	(4) 裁判例	85
	(5) 小括	87
2	世帯構成員間の弁済の充当が認められるべきであること	87
	(1) はじめに	87
	(2) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分の賠償金を一括して受領していること	87

(3) 世帯構成員全員の損害を填補するものとして当然に弁済充当されるべきこと.....	89
(4) 出捐の受益者が不可分であること.....	90
(5) 裁判例等.....	91
(6) 世帯内充当の方法.....	95
第6 結語.....	95

第 1 はじめに

1 本件訴訟における原告らの請求について

本件訴訟は、本件事故当時、福島県いわき市（自主的避難等対象区域または旧屋内退避区域）に居住していたとする原告らが、被告東京電力に対し、民法709条又は原賠法3条1項に基づき、いわき市全域において空間放射線量が毎時0.04マイクロシーベルト以下となるよう原状回復措置を行うことを請求するとともに、本件事故による精神的損害の賠償を請求し、あわせて平成23年3月11日から各支払い済みまで年5分の割合による遅延損害金及び弁護士費用の支払を請求するものである。

これらの請求のうち、原状回復請求が却下されるべきことについては、答弁書において本案前の答弁として述べたとおりである。

また、精神的損害の請求に関しては、原告らは本件事故により「放射性物質によって汚染されていない環境において平穩に生活する権利」（平穩生活権）が侵害されたとし、本件訴訟においては、①本件事故に基づき原告らが被った「無形の財産的損害」及び「精神的損害」であって、②原告固有の積極損害（避難実行中の家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）や消極損害（就労不能損害など）、生命身体的損害を含まず、③中間指針等を超える「無形の財産的損害」及び「精神的損害」に対する損害賠償の請求を行うものとした上で、平穩生活権侵害による慰謝料として、「事故直後の時期に対応する慰謝料」（平成23年3月11日から同年4月22日まで）として各自25万円（妊婦については各自50万円）及びこれとは別途に、「継続的被害による慰謝料」として平成23年3月11日から各自月額3万円（子供については各自月額8万円）を請求している。

しかしながら、原告らが本件事故時に居住していたいわき市内の自主的避難等対象区域又は旧屋内退避区域においては、いずれも健康影響を生じ

るような放射性物質の飛来はなく、そのような放射線量の状況や本件原発との地理的關係等から、本件事故後、強制的な避難指示の対象とはならなかったものである。自主的避難等対象区域においては、放射線の作用に関し「不安」を感じる者もいたと考えられ、また旧屋内退避区域においては屋内退避指示の解除がなされた平成23年4月22日までの期間において居住者の行動に一定の制約が生じ得たと考えられるものの、いずれの区域においてもそこで生じたと考え得るのは身体への健康影響を生じない、いわゆる生活妨害にとどまる。このような生活妨害が法律上保護される利益に対する違法な侵害を構成すると認められるためには「社会通念上受忍すべき限度を超えた」侵害である必要がある。しかるに、自主的避難等対象区域については侵害が受忍限度を超えたものとは認められず、原告ら各自の法律上保護される利益が侵害されたとは評価し得ない。また、旧屋内退避区域については、居住者の行動に一定の制約が生じ得たことを勘案しても、少なくとも平成23年4月22日以降には受忍限度を超えていない。

他方、被告東京電力は、避難が強制された区域の住民のほか、本件の原告らのように避難が強制されなかった区域の住民に対しても中間指針等を踏まえた自主賠償を実施している。中間指針等における賠償額は、それぞれの区域における利益侵害の状況に鑑み、大多数の者にとって損害の填補として十分な賠償額として示されたものであり、本件の原告らとの関係においても、本件事故によって被ったと典型的に想定し得る被害については被告東京電力の自主賠償基準に基づく賠償金によって十分に填補されている。したがって、原告らが主張するように、中間指針等による賠償額では填補されない「共通損害」が生じているとは到底認められない。

したがって、原告らの請求はいずれも棄却されるべきである。

2 本件の認定・判断に当たって留意されるべき点

上記のような原告らの請求について認定・判断をするに当たっては、特に次の点に留意すべきである。

(1) 精神的損害の算定における裁判所の裁量の限界について

精神的損害の額は、精神的苦痛の程度を客観的・数量的に把握することが困難であるため、その評価・算定は裁判所の裁量によるが、その裁量は完全な自由裁量ではなく、裁判所の裁量には自ずから限界があり、「その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲内にとどまることを要する」（最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）。

本件事故による原告らの精神的損害の評価・算定に当たっても、社会通念上、相当として容認され得る範囲内での裁量権の行使であるといえなければならないところ、中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく賠償額は、過去の裁判例等に照らしても十分な水準にあり、そのような先例について何ら参照・検討することなく損害額の評価・算定がなされる場合には、社会通念上、裁量権の行使として相当として容認され得る範囲を逸脱するものというべきである。

また、本件において原告らは、中間指針等による額を超える「共通損害」として精神的損害の賠償を請求している。この場合、各原告が有する個別の事情のうち、原告ら全員について共通してその存在が認められる性質・内容の被害を認定のうえ、そのような被害の限度で原告ら全員に共通する損害を「控え目」に認定すること¹は許容され得るとしても、そのような原告ら全員に共通して認められる性質・内容の被害を超えて

¹ 最判昭和43年8月27日民集22巻8号1704頁（逸失利益の額の認定にあたり「控えめな算定方法」を採用すべきであるとしたもの）ほか。

「共通損害」を認定することは損害の認定方法として誤っており，そのような認定がなされるとすれば精神的損害の評価・算定における裁判所の裁量を逸脱することとなる。

(2) 原子力損害賠償紛争審査会の制度趣旨及び「一般的な指針」の果たすべき機能について

加えて，原子力損害の特殊性に照らして原賠法が制度化した紛争処理システムとしての原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という。）の制度趣旨と審査会の定める指針の果たすべき機能についても，十分に留意する必要がある。

すなわち，原賠法18条1項が定める審査会制度は，原子力損害に関する紛争が極めて多数に及び得るという特殊性に配慮して，裁判所が膨大な数の訴訟でいわばパンクする状態になることを防ぐため，法が特に制度化したものであり，そのような制度趣旨からすると，審査会が定める「一般的な指針」としての中間指針等がその機能を果たすためには，当然に大多数の被害者における損害を填補するに足りる基準を定めるものでなければならない。

もちろん，精神的損害の評価・算定において考慮されるべき要素は個々の被害者によって異なり，精神的損害の額も被害者の個別事情によって異なるものであることから，被告東京電力としても，個別の被害者に係る精神的苦痛の内容によっては，中間指針等が定める額を超える損害が評価・算定され得ることを否定するものではない。

しかしながら，上述した中間指針等の「一般的な指針」としての機能に鑑みても，被害者固有の個別具体的な事情について具体的な主張及び証拠に基づく認定がなされる場合は格別，そうでない限り，「中間指針

等が定める賠償額」を超える損害が認定されることなどあってはならない。これらの点については後記「第2」3（3）において詳述する。

3 本書の構成

以上を踏まえ、本書面においては、自主的避難等対象区域については受忍限度を超える侵害があったとは認められず、被告東京電力の自主賠償基準に基づく額を超える共通損害の発生は認められ得ないこと（下記「第2 自主的避難等対象区域について」）、旧屋内退避区域については、居住者の行動に一定の制約が生じ得たことを勘案しても、少なくとも平成23年4月22日以降には受忍限度を超えて法律上保護される利益に対する共通の侵害があったとは認められず、被告東京電力の自主賠償基準に基づく額を超える共通損害の発生は認められないこと（下記「第3 旧屋内退避区域について」）を順に論じた上で、原告らが主張する被侵害利益の捉え方及び慰謝料の算定の誤りを念のため指摘し（下記「第4 原告らの主張の誤り」）、仮に損害が認められるとした場合の弁済の抗弁に関する考え方について最後に詳述する（下記「第5 弁済の抗弁」）。

第2 自主的避難等対象区域について

1 本件訴訟の原告らに対する違法な法益侵害の判断について

（1）はじめに

原告らの大多数は、本件事故時、いわき市内の自主的避難等対象区域に居住し、本件事故後も同市での居住を継続した者である。原告らは、本件事故が原告らの「平穏生活権」を侵害するものであり、その被った精神的損害に対する慰謝料としては中間指針追補及び中間指針第二次追補が示す賠償額では不十分であるとして、これを超える原告らに共通の損害として、「事故直後の時期に対応する慰謝料」（平成23年3月1

1日から同年4月22日まで)として各自25万円(妊婦については50万円。いずれも一部請求。)を請求するとともに、これとは別途に「継続的被害による慰謝料」として平成23年3月11日から各自月額3万円(子供については各自月額8万円)の賠償を求めている。

しかしながら、自主的避難等対象区域においては、本件事故後、健康影響を生じる程度の放射性物質の飛来はなく、放射線量の状況や本件原発との地理的關係等から避難指示の対象ともならなかったものである。すなわち、同区域の居住者においては、元の居住地からの避難を余儀なくされたという事情もなければ、健康影響を生じる程度の被ばくという事情もなく、居住者に「不安」が生じたという程度すなわち身体的被害に至らない生活妨害が生じたという程度で(それが違法な法益侵害に該当するかはさておき)利益の侵害が観念し得る。

そのような身体的被害に至らない生活妨害が原告らの法律上保護される利益に対する違法な侵害を構成すると認められるためには、「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものである必要があるが、以下に述べるとおり、本件事故後におけるいわき市内の自主的避難等対象区域の状況を踏まえ検討しても、侵害が「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものとは認められず、原告ら各自の法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとは評価し得ない。

以下においては、まず本件で問題となるような身体的被害に至らない生活妨害の事案において、法律上保護される利益に対する違法な侵害の有無は「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものであるか否かという枠組みにより判断されるべきこと(いわゆる受忍限度論)を述べた上で、いわき市内の自主的避難等対象区域の状況に照らせば原告ら各自の法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとは評価し得ないことを論じる。

(2) 法律上保護される利益の侵害に関する判断枠組み

ア 侵害が「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものであるか否かという枠組みで判断すべきであること

生命・身体や財産への直接の侵害を伴わない騒音被害のように、身体的被害に至らない生活妨害が生じたにとどまる事案においては、法律上保護される利益に対する侵害としての平穩生活利益侵害が認められるには、侵害が「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものであるというのが確立した判例である。このような判断枠組みは、判例が法律上保護される利益に対する侵害の成否の判断枠組みとして採用し、同種の事案において下級審が従ってきたものであり、学説においても、判例が採用する受忍限度論として広く認識されている（加藤一郎『法律学全集 22 - II 不法行為（増補版）』（有斐閣，1974年）126頁，窪田充見『不法行為法（第2版）』（有斐閣，2018年）60～61頁，井上繁規『受忍限度の理論と実務』（新日本法規，2004年）14頁等）。

この点、「社会通念上受忍すべき限度」を超えるか否かの判断を行うにあたり、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様を総合的に考慮する点においては、多くの判例・裁判例が軌を一にするところであるが、そこで考慮される具体的な要素に関しては事案ごとに少しずつ差異がある。

例えば、大阪国際空港の周辺に居住し「相当強度な航空機騒音」に曝露されていた原告らが損害賠償を請求した事件の上告審判決である最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪国際空港事件上告審判決）は、違法な権利侵害又は法益侵害となるか否かについて、「侵害行為の態様と侵害の程度，被侵害利益の性質と内

容，侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間にとられた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の事情をも考慮し，これらを総合的に考察してこれを決すべきもの」という判断枠組みを示した。

また，国の行う公共事業以外の事案においては，例えば，建築基準法に違反したコンクリート製造工場の稼働・操業に伴い発生する騒音・粉塵により人格的利益を侵害されたとして隣接する土地の居住者が損害賠償を請求した事件の上告審判決である最判平成6年3月24日集民172号99頁（レディミクストコンクリート製造工場事件）は，「工場等の操業に伴う騒音，粉じんによる被害が，第三者に対する関係において，違法な権利侵害ないし利益侵害になるかどうかは，侵害行為の態様，侵害の程度，被侵害利益の性質と内容，当該工場等の所在地の地域環境，侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情を総合的に考察して，被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものかどうかによって決すべきである。」と判示している。当該事案は公共事業に関する事案ではないことから，上記大阪国際空港事件上告審判決で挙げられていた「侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度」という要素は挙げられていない一方で，「当該工場等の所在地の地域環境」という要素が挙げられている。

ほかにも，①居宅の二階部分の増築が隣家の日照，通風を妨害したとして損害賠償請求がなされた事案において，「社会生活上一般的に被害者において忍容するを相当とする程度を超えたとき」と認められるときは行為が違法性を帯び不法行為責任を生じさせるとの基準を示した上

で、侵害行為の態様として建築基準法に違反する増築であること等、被侵害利益の種類・性質として住宅地域内にありながら日照・通風を大幅に妨げられて不快な生活を余儀なくされ、これを回避するため転居に至ったこと等を斟酌し、増築行為の違法性を認め賠償義務を肯定した原判決を支持した判例（最判昭和47年6月27日民集26巻5号1067頁）、②工場内の機械から生じる騒音（作業音）により住居の平穩を害されたとして損害賠償請求がなされた事案において、市の「騒音防止に関する指導基準」は特段の事情がない限り「居住する住民として社会生活上一般に受忍すべき音量の客観的基準というに妨げない」とした上で、当該基準の定める数値と騒音レベルとの対比や、機械の操作状況等を斟酌し、請求対象のうち一部の期間について受忍限度を超える違法な侵害を認めた原判決を支持した判例（最判昭和42年10月31日判例時報499号39頁）、③自宅から道路を隔てた土地において葬儀場を営む業者に対し、棺の搬入や出棺の様子等が2階の居室から見えること等により強いストレスを感じ人格権または人格的利益が違法に侵害されたとして、目隠しフェンスの設置及び慰謝料の支払いを求めた事案において、葬儀場の営業状況や葬儀場建設にあたって地元説明会を重ねた上、地元自治体からの要望事項に配慮して目隠しフェンスの設置や入口位置の変更、防音措置等を講じてきた経緯等を総合考慮し、「本件葬儀場の営業が、社会生活上受忍すべき程度を超えて被上告人の平穩に日常生活を送るという利益を侵害しているということとはできない」と判断した判例（最判平成22年6月29日集民234号159頁）などがあるが、いずれも事案ごとに種々の検討要素を総合的に斟酌の上で、侵害が社会通念上受忍すべき限度を超えたものであるか否かを判断している。

このように、受忍限度の判断要素として判例が示す具体的な要素については、事案によって区々であるものの、大枠においては被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様を検討し、これらを総合的に考慮することにより受忍限度を超えるか否かの判断を行っているといえる。このような判断枠組みに照らせば、本件事故との関係においても、健康影響を生じない微量の放射性物質が居住地に飛来したことによる空間放射線量の高まりや情報の不足、情報に対する受け止め方の差異から「不安」が生じたとしても、それにより直ちに平穩生活利益に対する侵害が認められるものではなく、被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様を総合的に考察して、その「不安」が一般社会生活上受忍すべき限度を超える場合にはじめて法律上保護される利益に対する侵害が認められるといえる。

イ 数多くの判例及び裁判例からも「不安」があれば直ちに「法律上保護される利益に対する侵害」があると認められるわけでないことが裏付けられること

上記アにおいて述べたように、「不安」があれば直ちに「法律上保護される利益に対する侵害」が認められるわけではないことは、いわゆる受忍限度論を用いて法律上保護される利益に対する違法な侵害の有無を判断してきた多くの判例や裁判例によって十分に支持される。

例えば、前掲最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁（大阪国際空港事件上告審判決）は、騒音に曝露された場合に常に違法な権利侵害が認められるものではなく、上記事情を総合的に考察して決すべきとしたものであるが、特に、「原判決の判示のうちには、単なる身体的被害発生の可能性ないし危険性そのものを慰藉料請求権の発生原因たる被害と認めているかにみえる箇所があるところ、

そのような可能性ないし危険性そのものを直ちに慰謝料請求権の発生原因たるべき現実の被害に当たるということができないことはいうまでもない」と指摘している。上記判示は、いわゆるニューサンス（生活妨害）に係る裁判上の慰謝料請求権の成否に関する今日において確立された判例法理であり、上記引用の判示は、本件訴訟において原告らが主張する「不安」を法的にどのように評価するかという争点に関してもそのまま妥当する。

同様に、水戸地裁土浦支判平成5年6月15日判時1467号3頁は、特殊法人理化学研究所（現・国立研究開発法人理化学研究所）が行うDNA実験により、その生命及び身体に回復し難い重大な損害を受けるおそれがあるなどとして実験の差止請求及び不法行為に基づく損害賠償請求がなされた事案であるが、同判決では、「平穏生活権或いは人格権の侵害は、それが客観的に違法といえる程度に重大で、社会生活上、通常人が一般に受忍すべき限度を超えたものであることが必要」であるとした上で、当該事案においては、侵害の現実の発生又は発生の蓋然性は認められないから、一般に受忍すべき限度を超えた平穏生活権あるいは人格権の侵害といえないとして、差止請求を棄却するとともに、「原告らが主張する生命、身体の安全性の意識はその内容が極めて抽象的かつ曖昧といわざるを得ない上、一般に精神的被害として慰謝料をもって償われるべきものとされる現実の精神的苦痛や恐怖心などとは異なり、漠然とした懸念、不安感、或いはせいぜい危惧感という程度の心理的負担ないし感情であって、差し迫ったものとは認められないので、これをもって法律上保護されるべき利益ということとはできず、仮に、原告らがその主張するような安全性の意識を侵害されたと感ずることがあるとしても、法的には原告らの主観的感情が害されたという以上にその権利ないし法律上保護に値する利益が

侵害されたものとは認められない。」と説示し、原告らの損害賠償請求を却けている。

さらに、次の2件の裁判例は本件事故に関する裁判例であるが、上記各判例・裁判例と同様に、「不安」があれば直ちに「法律上保護される利益に対する侵害」が認められるわけではない旨の判断を示している。

- ① 東京地判平成27年3月31日（乙C55の1）、東京高判平成28年1月13日（乙C55の2）、最高裁上告棄却、上告審不受理（乙C55の3、確定）

この裁判例は、東京都渋谷区の居住者が本件事故により精神的苦痛を受けたなどとして損害賠償を請求した事案に関するものである。

1審判決は、東京都内の居住者には避難が求められなかったこと、低線量被ばくが健康に与える影響は他の発がん要因との区別が困難なほど小さいとされていること、実際の被ばく線量がICRPの提言や政府の定める暫定規制値等を上回ったとしても直ちに生命及び身体に健康影響が生じるものではないこと等を根拠に、原告及び原告の子らの生命、身体、財産等に対して具体的な危険が生じていたということとはできないとして、原告が強い恐怖感、不安感を抱いたとしても、それは一般的、抽象的な危険性に対するものにすぎず、人格権が侵害されたということとはできないと説示して、原告の請求を棄却した。

控訴審判決も1審の判断を支持し、控訴人（原告）は本件事故により、その生命、身体及び財産に対して具体的な不安を抱いていたと認められると認定しつつも（東京高判平成28年1月13日（乙C55の1）6～7頁）、「控訴人が本件事故により控訴人の生命、健康、財産に関して具体的な不安感を抱いたからといって、そのことのみか

ら当然に、法的保護に値する利益への侵害があったと評価することはできず、本件事故が控訴人に不安感を抱かせたことが、法的保護に値する利益への侵害行為として評価されるためには、本件事故により、控訴人の生命、身体、財産に対する具体的な危険が生じており、控訴人が抱いた不安感がそのような危険に対するものであったことを要すると解するのが相当であり、「具体的危険の存在を捨象した不安感も法的保護の対象となりうると解することは、各人が抱いた不安感のうち、客観的根拠に基づかない漠然とした不安感をも法的保護の対象とすることになりかねないのであって、妥当でな」と説示している（東京高判平成28年1月13日（乙C55の1）7頁）。

その上で、本件事故により控訴人の生命、身体、財産に対して具体的な危険が生じていたとは認められないとして、控訴人による人格権侵害の主張を排斥した。

② 東京地判平成27年6月29日（乙C56の1）、東京高判平成28年3月9日（乙C56の2）

この裁判例は、本件事故当時福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住しており、本件事故により平成23年3月11日に福島市に避難して同年8月上旬に帰還した原告が、被告に対し、慰謝料として金1183万6000円の賠償を求めたのに対して、かかる請求を棄却したものである。

1 審判決は、原告の南相馬市への帰還後の生活圏において毎時0.23マイクロシーベルト（年間追加被ばく線量1ミリシーベルト相当）を超える空間放射線量が観測される地点が存在し、それに対する不安を抱いているとしても、その不安は合理性を有するものとはいえず、

それによって原告の平穩生活権が侵害され、慰謝料請求権を発生させるほどの精神的苦痛を受けていると認めることはできないと説示した。

また、本件事故後に本件原発の不安定な状況が続いていたとしても、原告の自宅所在地やその周辺に放射能汚染が拡大し、原告が被ばくする現実的な危険が発生したと認められるものではないとして、原告が本件原発から20キロメートル以上離れた地点で生活することに不安を抱いたとしても、その不安は漠然としたものにとどまるといわざるを得ず、原告に慰謝料請求権を生じさせるほどの精神的苦痛が生じたとは認められないと説示した（同38～41頁）。

控訴審判決は、放射線に対するリスクについては一般人の意識等も総合的に考慮すべきであるという原告の主張に対して、「多くの市民が何らかの不安を感じていることから直ちに、その不安が合理的な根拠に基づくものであるということとはできないし、証拠上、その不安の内容や程度が判然としないことからしても、そういった不安を抱かされたことについて、当然に、被控訴人（引用者注：被告東京電力を指す。）に対して、法的な責任を追及することができるとはいえない。」、「低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。」、「本件事故直後の放射性物質の飛散状況が不明確であることや、空間線量率に比して内部被ばくの状況が不明確であることなど、控訴人が主張するところを検討してみても、自らの生活圏内に毎時0.23マイクロシーベルトを超える放射線量が観測される地点が存在することによって、年間1ミリシーベルトの追加被ばくを受けることとなり、健康への影響が生じることになるという控訴人の不安が、合理的な根

拠に基づくものであると認めることはできない。」と説示し、1審判決の判断を支持した（同4～5頁）。

これら裁判例は、客観的・具体的な根拠のない不安が生じたとしても、直ちに法律上保護される利益に対する侵害が認められるわけではないことを端的に示すものである。

ウ 受忍限度を超える違法な侵害の有無は放射線の作用から生じる不安感の状況を主たる要素として判断すべきであること

次に、本件について、受忍限度を超える違法な侵害の有無を判断するに際して、いかなる事情を主たる要素として考察すべきかという点が問題となるが、この点に関し最判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁（国道43号線事件）は、「身体的被害に至らない程度の生活妨害を被害の中心とし、多数の被害者が全員に共通する限度において各自の被害につき一律の額の慰謝料という形でその賠償を求める事案において、各自の被害が受忍限度を超えるかどうかを判断するに当たっては、侵害行為の態様及び被害の内容との関連性を考慮した共通の基準を設定して、これに基づき受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別することに合理性があるというべきである。原審の適法に確定した事実関係によれば、本件においては、共通の被害である生活妨害によって被る精神的苦痛の程度は侵害行為の中心である騒音の屋外騒音レベルに相応するものということができるところ、（中略）要するに、原判決は、受忍限度を超える被害を受けた者とそうでない者とを識別するため、居住地における屋外等価騒音レベルを主要な基準とし、本件道路端と居住地との距離を補助的な基準としたものであって、この基準の設定に不合理なところがあるということとは

できず、所論の違法はない。」として原審の判断を維持した（下線は引用者による。）。

ここで、本件において「侵害行為の中心」をいかに捉えるべきかという点が問題となるが、侵害行為の態様及び被害の内容との関連性を考慮すると、本件事故による生活妨害によって居住者が被る精神的苦痛の程度は放射線の作用から生じる不安感の程度に相応するものといえる。

また、本件事故当時に福島県南相馬市内の旧緊急時避難準備区域に居住していた居住者が被告に対して慰謝料の賠償を求めた事案において、「低線量被ばくによっては健康被害が生じないと自然科学的根拠に基づき明確に断定できない限り、その不安には合理的な理由があるというかのごとき控訴人の主張は、採用することはできない。」と説示し、原告の請求を棄却した裁判例や（前掲・東京高判平成28年3月9日）、長崎市に投下された原子爆弾に関し1審原告らが被爆者援護法に基づき被爆者健康手帳の交付等を求めた事案において、「100 mSv以下の低線量被曝によっても健康への影響（確率的影響）があることについて、確立した科学的知見に関する証拠はないといわざるを得ないことも前記説示のとおりである。」として、損害の存在を否定した控訴審判決（福岡高判平成30年12月10日（D1-Law.com判例体系判例ID28265506））を踏まえると、客観的な放射線の作用が認められない状況において放射線による健康影響に対する不安を感じたとしても、そうした客観的な放射線の作用と離れた主観的な不安は法律上保護される利益に対する侵害に当たらないものであり、不安感による法律上保護される利益に対する侵害の有無は放射線の作用の状況を主たる基準として判断すべきことが明らかである。

以上により，受忍限度を超える被害の有無を判断するに際しては，「侵害行為の中心」である放射線の作用から生じる不安感の状況を主たる要素として判断すべきである。

エ 小括（本件事故により法律上保護される利益が違法に侵害されたといえるか否かの判断基準）

上記ア～ウのような判例・裁判例の考え方を踏まえれば，原告らが本件事故後に不安を感じることもあったとしても，それだけでは直ちに法律上保護される利益に対する侵害に当たるものではなく，法律上保護される利益に対する違法な侵害と評価されるためには，被侵害利益の種類・性質と侵害行為の態様を総合的に考慮し，被害が一般社会生活上受忍すべき程度を超えるものといえなければならない。そのような総合考慮に際しては，上記アで挙げた各種の判例における考慮要素を踏まえ，①侵害行為の態様，侵害の程度，②被侵害利益の性質と内容，③侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況，④その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果等の諸般の事情が勘案されるべきである。そして，被害が一般社会生活上受忍すべき限度を超えるか否かの検討においては，総合的に考察される諸般の要素のうち，「侵害行為の中心」である放射線の作用から生じる不安感の状況が主要な基準とされる必要があるところ，本件事故による生活妨害によって居住者が被る精神的苦痛の程度は放射線の作用によって生じる不安感の程度に相応するものといえることから，「侵害行為の中心」は放射線の作用から生じる不安感であるといえる。また，受忍限度を超えるものと評価されるには，抽象的で漠然とした不安感や危惧感を感じるというだけでは足りず，被害の種類・程度や加害行為の態様等の諸要素を総合的に考慮した結果，具体的な危険を前提と

した不安が生じていると認められることが必要であって、客観的な状況から離れた単なる主観的・抽象的な不安や危惧感は、「法律上保護される利益に対する侵害」とは認められず、平均的・一般的な人を基準として²、本件事故発生後の客観的な状況の下で抱くことが不合理ではないと考えられる程度の不安によって平穏な日常生活が相当程度阻害されたと認められる場合にはじめて「法律上保護される利益に対する侵害」としての平穏生活利益侵害が認められるものというべきである。

なお、上記のような検討の結果、原告らに生じた「不安」が「法律上保護される利益に対する侵害」に当たらないのであれば、当該「不安」に基づいて仮に避難を実施したとしても、避難の実施から生じる損害は本件事故によるものとして賠償されるべき損害には該当しないこととなる。

2 自主的避難等対象区域において法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとは認められないこと

(1) 地域の客観的状況

ア 本件事故直後の時期から空間放射線量は年間積算線量20ミリシーベルト相当値を大きく下回っていたこと

いわき市内の自主的避難等対象区域における空間放射線量の推移は、「被告東京電力準備書面（13）」6～9頁記載のとおりである。いずれの測定地点においても、本件事故直後の時期から、政府が避難指示の基準とした年間積算線量20ミリシーベルトに相当する空間放射

² 例えば、DNA実験施設に関する平穏生活権あるいは人格権の侵害が「客観的に違法といえる程度に重大で、社会生活上、通常人が一般に受忍すべき限度を超えたものであることが必要である」とした前掲水戸地裁土浦支判平成5年6月15日、また、マンションにおける生活妨害について「平均人の通常感覚ないし感受性」を基準に不法行為の成否を判断すべきである旨説示した東京地判平成6年5月9日判時1527号116頁参照。

線量（毎時3.8マイクロシーベルト）を大きく下回っている状況にあり、かつ時間の経過とともにさらに低下を続けている。このような空間放射線量の状況及び推移に鑑みると、いわき市内の自主的避難等対象区域で生活を送るに当たって放射線による健康影響を懸念しなければならない状況にはなく、かつ下記ウのとおりそのことは広く周知されていた。

イ 低線量被ばくに関する知見

低線量被ばくに関する知見によると、年間積算線量100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば健康への影響は認められず（乙A37の4頁）、さらに公衆衛生上の安全サイドに立った保守的な考え方であるLNTモデルに依拠しても、年間積算線量20ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば、発がんリスクは実質的に無視し得るといえる（乙A37の8頁）。

上記アのとおり、本件事故直後の時期を含め、空間放射線量が毎時3.8マイクロシーベルト（年間積算線量20ミリシーベルト相当値）を大きく下回っており、しかも時間の経過とともにさらに低下を続けているいわき市内の自主的避難等対象区域においては、本件事故直後はもちろん、結果的にも、健康影響を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなかったものである。

ウ 健康への影響がないこと等が周知されていたこと

本件事故後に自主的避難等対象区域において観測された空間放射線量が健康影響を生じさせる程度のものではないこと、時間の経過に伴いさらに低下していること、さらには本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについては、本件事故の直後から、新聞報道や政府

のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し周知されており，本件事故後にいわき市内に滞在を続けた者及び同市から避難した者のいずれにおいてもこれらの情報を十分に知り得る状況にあった。このような周知状況の詳細については「被告東京電力準備書面（13）」9頁以下で詳述したとおりであるが，以下においてはこのうち代表的な報道・周知情報を挙げる。

健康への影響に関する懸念に対しては，例えば，本件事故発生直後の平成23年3月14日付け朝日新聞が，「被ばくの影響は 微量→まず心配なし 体に付着」の見出しで，直ちに健康に影響を与える値ではないという専門家や政府の説明を紹介するとともに，通常の生活においても1年間に2400マイクロシーベルトの放射線を浴びること，胸部のCTスキャンで1回に6900マイクロシーベルトの放射線を浴びることを報じていた（乙A108の1）。

また，同年3月19日付け朝日新聞は，「被曝 心配し過ぎないで」の見出しで，「原発の半径30キロ圏内の住民でも，除染が必要なレベルの放射線が検出されたのは，原発のそばを歩いていたなど，ごく例外的な場合だけ。／圏外の住民は現状では検査は必要ない」，「現状で健康への影響が心配されるのは，『原発の復旧作業のために尽力している方々だけ』」との専門機関の見解を紹介した（乙A107の14枚目）。

新聞以外でも，例えば公益社団法人日本医学放射線学会は，平成23年3月18日に「放射線被ばくなどに関するQ&A」をウェブサイト上に掲載し，放射線被ばくに関する科学的知見を提供するとともに，適切かつ冷静な判断を促す（乙A55）など，放射線の安全性について情報を提供していた。

妊娠中の女性に向けた情報発信としては、厚生労働省が平成23年4月7日に「妊娠中の方，小さなお子さんをもつお母さんの放射線へのご心配にお答えします ～水と空気と食べものの安心のために～」と題するパンフレットを作成のうえ，妊婦検診を行う医療機関や母子手帳の交付窓口，幼稚園・保育所等において配布したほか，ウェブサイト上で公開している（乙A53）。同パンフレットには，「生まれてくる赤ちゃんのためにも，ご自身のためにも，過度なご心配はなさらず，いつもどおりの健康管理につとめてください。」「赤ちゃんはもちろん，小さなお子さんに対しても特別なご心配はいりません。」「母乳を飲ませていた方は，今までどおり，飲ませてあげてください。」「国や自治体から指示がない限り，水道水は，妊娠中の方や授乳中の方，小さなお子さんにとって安全です。」「お子さんを外で遊ばせることについて，心配しすぎる必要はありません。」などと記載されている。

さらに，いわき市の広報誌である「広報いわき」は，各地区の行政嘱託員等を通じて各世帯へ配布され，市の広報広聴課，各支所・公民館等の公共施設，市内の郵便局等に備え付けられているほか，各号の発行日にいわき市のホームページ上でも公開されており，直接に配布を受けていない者，遠方に滞在・居住する者であっても随時「広報いわき」を読むことができる。そして，「広報いわき」平成23年4月18日臨時号（乙C31の1）は，いわき市長からのメッセージとして，「市民の皆様が不安を感じておられる放射線濃度等につきましては，国の基準を大幅に下回るレベルで推移してきたことから，4月11日に新たに国が示した放射能の影響を考慮した基準対象としては，本市は対象となっておりません。これは，国も本市の安全性を認めたものであり『いわき市は安全だ』ということでもあります。市民の皆様

には、安心して生活をしていただきたいと思います。」、「災害トピックス『原発事故に伴う放射線の影響』」として、「先月下旬に放射線影響などの権威である山下俊一先生による講演会を、平体育館で開催しました。山下先生は『現在のいわき市における放射能測定値は、依然として健康に影響を与えない極めて低い数値で推移しています。

（中略）雨の日に外出し、濡れたとしても健康に影響を与えません。』と明確に見解を發表しました。今月に入っても、本市の放射能測定値は1マイクロシーベルト／時間を切り、健康に影響を与えない数値で推移しています。市民の皆さんには、引き続き冷静な行動をお願いします。」、「本市の水道水の安全性」として、「原子力災害現地対策本部が実施している飲料水モニタリング検査の結果は、4月11日現在、市内9箇所です採水した水道水の全てで放射性ヨウ素、放射性セシウムは検出されていません。これらの測定結果から、本市の水道水は、1歳未満の乳児を含めた全ての方に飲んでいただいても問題ありません。なお、飲料水のモニタリング検査は、福島県いわき合同庁舎と上野原浄水場では毎日、市内7箇所の浄水場では2日ごとに実施しています。」と周知している。

このように、本件事故後に観測された空間放射線量が健康に影響を与える放射線量ではないこと等については、本件事故直後の時期から種々の媒体を通じて周知がなされており、原告らにおいてもこれらの情報を得ることに支障があったとは認められない。

エ 他の地域から多くの避難者が転入しており、社会活動も継続されていたこと

(ア) 他の地域から多くの避難者が転入していること

平成23年3月15日時点において、いわき市から他の地域へ避難をした者は1万5377人であり、いわき市の本件事故時点の人口に占める割合は約4.5%である(乙C23)。

この点、いわき市においては、本件地震により震度6弱を記録し、死者455名、全壊7917棟、大規模半壊7280棟を含む9万棟を超える建物被害が発生した(乙C48)。これらのうち、特に、沿岸部での津波被害は顕著で、全壊約2310棟を含む約8170棟が津波による被害を受けている(乙C49)。したがって、いわき市から他の地域へ避難をした者の中には、地震・津波の被害によって避難を余儀なくされた者が相当程度含まれるものと考えられる。

他方、いわき市には、他の地域から多くの避難者が転入している。すなわち、平成23年3月15日時点において、他の地域からいわき市へ避難をした方は1万5692人であり(乙C23)、同日時点におけるいわき市から他の地域への自主的避難者数を上回っている。

また、平成24年3月の新聞報道によれば、他の地域からいわき市への避難者は、2万人を超えると報じられている(乙C46の1～4)。

このように、いわき市においては、避難(本件事故による自主的避難のほか、地震・津波による避難を含む。)によって他の地域に転出した人口を他の地域から転入した人口が上回る状況にあったものであり、いわき市はむしろ被災者にとっての主要な避難先の一つとなっていたといえることができる。

なお、その後の人口の推移をみても、平成27年国勢調査の結果によれば、平成27年10月1日時点でのいわき市の人口は34万9344人であり、これは本件事故前の平成22年10月1日時点での人口34万2249人に比して、約7000人増加している（乙C47）。

以上のとおり、本件事故以降、いわき市からは、本件事故による自主的避難者及び地震や津波による被災者が他の地域へ転出したものの、それを上回る人数の避難者等が他の地域から転入し、本件事故以降、いわき市内の居住者数はむしろ増加しているという実情にある。

（イ）地震・津波による甚大な被害を受けながらも社会活動が活発に行われていたこと

「被告東京電力準備書面（13）」及び「被告東京電力準備書面（14）」において詳述したとおり、いわき市においては、市内の小中学校の入学式・始業式が平成23年4月6日に予定どおり実施され、市役所は同年4月から市民課窓口が通常業務を再開するなど、本件事故直後から市民生活を営むために必要な生活インフラ等の機能が維持されており、東日本大震災の復興イベントを含めた多くの屋外イベントが開催されるなど、地震・津波による甚大な被害を受けながらも社会活動が活発に行われている状況にあった。

（2）法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとは認められないこと

上記（1）のようないわき市内の自主的避難等対象区域の状況を踏まえ、法律上保護される利益に対する違法な侵害の有無につき、上記1

(2) エで示した受忍限度の判断要素(①侵害行為の態様・侵害の程度, ②被侵害利益の性質と内容, ③侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況, ④その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容, 効果)に当てはめて検討すると, 以下のとおりとなる。

① 侵害行為の態様・侵害の程度については, 本件事故発生当初の時期に放出された放射性物質の放射線の作用の影響としては, 原告らが本件事故当時に居住していたいわき市内の自主的避難等対象区域における空間放射線量は本件事故発生直後の時期も含め年間積算線量20ミリシーベルト相当値には遠く達していない。

低線量被ばくに関する知見によると年間積算線量100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば健康への影響は認められず(乙A37の4頁), さらに公衆衛生上の安全サイドに立った保守的な考え方であるLNTモデルに依拠しても, 年間積算線量20ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば, 発がんリスクは実質的に無視し得るとされている(乙A37の9~10頁)。したがって, 同区域における放射線の作用による侵害の程度は極めて低いといえる。

② 被侵害利益の性質と内容については, 本件事故後に観測された空間放射線量の状況に鑑みれば, いわき市内の自主的避難等対象区域の居住者に健康への影響が及ぶ放射線量ではなかった。

現に大多数の住民が従来 of 居住地での生活を継続しており, さらに, いわき市は他の地域からの避難者が数多く転入する状況にさえあった。

また, 避難をせずにとどまった居住者らによって, 本件事故直後から地震・津波による被害から順調にインフラが復旧し, 社会活動も活発に行われていた。

したがって、自主的避難等対象区域の居住者には、本件事故により生命・身体や財産への直接の侵害もなければ、また、居住地での生活に具体的な支障が生じたものでもなかった。

③ 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況については、平成23年4月17日には原子炉の冷温停止を目指すスケジュールが公表されて本件事故の収束に向けての方向性が示され、同月22日には政府による屋内退避指示が解除されるに至っている（なお、屋内退避指示は本件原発から20～30km圏内に対して平成23年3月15日に出されていたものであり、自主的避難等対象区域は屋内退避指示の対象にはそもそも含まれていなかった。）。

また、同年7月19日には「放射線量が着実に減少傾向となっている」としてステップ1の目標達成が公表され、これを受けて同年9月30日をもって本件原発から20～30km圏内の緊急時避難準備区域の指定も解除され、さらに同年12月16日にはステップ2を完了し収束宣言に至っている。

なお、空間放射線量の状況としても、いわき市内の自主的避難等対象区域における空間放射線量は、本件事故直後の時期を含めて年間積算線量20ミリシーベルト相当値には遠く達しておらず、一貫して健康に影響を与える値の空間放射線量は観測されていない。

④ その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果については、そもそもいわき市内の自主的避難等対象区域における空間放射線量は本件事故直後の時期を含め年間積算線量20ミリシーベルト相当値を超えないことから避難指示等対象区域に指定されておらず、空

間放射線量はもともと低く、かつ時間の経過とともにさらに低減している。

また、上記（１）ウで述べたとおり、空間放射線量が低いことや、健康影響を及ぼす程度の放射線量ではないこと、更には本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについて、本件事故の直後から、新聞報道や政府のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し公表・周知されていたものであり、原告らもそれらの情報を得ることができる状況にあった。そして、ほとんどの住民がこうした情報を冷静に受け止め、自主的な避難をすることもなく従前と同様の生活を送り、社会活動が継続されていた。

以上のような①から④までの各判断要素に対する当てはめを総合的に考慮すると、客観的な状況のもとで平均的・一般的な人を基準として、平穏な日常生活が相当程度阻害されたと認められる理由はなく、本件事故後にいわき市内の自主的避難等対象区域での居住を継続したことにより、受忍限度を超えて法律上保護される利益に対する侵害が生じたものとは評価し得ない。また、そうである以上、「不安」に起因する避難の実施によって損害が生じたとしても、そのような損害は本件事故によるものとして賠償されるべき損害には当たらない。

3 被告東京電力の自主賠償基準による額を超える共通損害が認められないこと

（１）被告東京電力による賠償の実施について

上記２（２）のとおり、本件事故後にいわき市内の自主的避難等対象区域での滞在を継続していたことにより、受忍限度を超えて法律上保護される利益に対する侵害が生じたとは認められない。

また、原告らは、本件事故時に妊婦であった者に関しては本件事故直後の時期における精神的苦痛が大きかったとして、それ以外の者よりも高額な慰謝料（各自50万円）を請求する。しかし、上記2（1）で述べたとおり、妊婦であった者や乳幼児も含めていわき市の自主的避難等対象区域における居住の継続によって健康影響が生じるような状況にはなく、そのような状況であることについては妊婦等に向けた情報も含めて広く周知されていたことから、妊婦であったという個別の事情を斟酌したとしても法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じたとは認められない。

以上により、本件事故時に妊婦であったか否かを問わず、いわき市内の自主的避難等対象区域での居住により受忍限度を超える侵害が生じたものとは評価できない。

ただし、精神的損害は各自の受けた精神的苦痛に対する評価であり、精神的苦痛の有無や程度は各自の有する個別の事情によって異なるものであるところ、いわき市内の自主的避難等対象区域においても、本件事故当初の時期、具体的には平成23年4月22日頃までの期間³に限ってみると、上記2（1）ウのような情報の周知が逐次なされていたとはいえ、その受け止め方には個々人によって差異があったとも考え得る。そのような本件事故当初の時期における状況に照らすと、個別の事情によっては、受忍限度を超えて違法な侵害が生じたとは評価し得る場合があった可能性が否定できない。

³ 本件原発から20～30km圏内に対して平成23年3月15日に出された屋内退避指示（いわき市内の自主的避難等対象区域は屋内退避指示の対象ではない）は、計画的避難区域（本件事故後1年間の被ばく線量の合計（積算線量）が20ミリシーベルトになることが見込まれる区域のうち、本件原発から20km圏外の区域）、緊急時避難準備区域（本件原発から20～30km圏内の地域）及び警戒区域（本件原発から20km圏内であり例外を除き立入りが禁止される区域）が指定されたことに伴い、平成23年4月22日に解除されるに至っている。

すなわち、大多数の者においては違法な法益侵害が生じていなかったと評価されるものの、放射線の作用に対する身体的又は精神的な懸念事由を有していたなどの個別の事情を有する一部の者においては違法な法益侵害が生じ、賠償されるべき損害が生じた可能性が存する。そして、そのような個別の事情を有する者の存在が想定される（もっとも、自主的避難等対象区域の居住者は約150万人にも及ぶため一部の者とはいえ相当数に上る。）ことから、「紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として策定された中間指針追補、同第二次追補においては、被害者を迅速に救済し、多数にのぼり得る（潜在的な）紛争を解決・回避する観点から、自主的避難等対象区域に居住していた者に対しても、共通の損害が生じたものと推認又は擬制した上で一律に一定額の賠償を行うこととする指針を示したものと解される。また、そのような理解のもと、中間指針追補等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準においてもこれら指針の趣旨を踏まえ賠償を実施したものである。

したがって、被告東京電力が自主賠償を実施しているからといって、自主的避難等対象区域の居住者全員にそれに相当する損害が認められるものではなく、まして、自主賠償基準に定める賠償額に相当する損害が生じていることを所与の前提として、それを超える損害の存在を認定することは許されない。

なお、中間指針等の機能からも、安易に中間指針等による賠償額を超える損害が認められるべきでないことについては、後記（3）において詳述する。

(2) 法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとみられる者に

においても、自主賠償基準に基づく額を超える損害は認められないこと

以下においては、仮に法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じたと評価し得る個別の事情を有する者をみたとしても、自主賠償基準を超える損害が生じていないことを念のため論じる。

ア 自主賠償基準に基づく額を超える損害は認められないこと

上記(1)のとおり、自主的避難等対象区域での居住を継続した大多数の者においては、妊婦であった者も含め、法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じていたとは評価し得ない。

そのような中でも、被告東京電力としては、個別事情によっては違法な法益侵害が認められる可能性があり得ることを踏まえ、極めて多数にわたる被害者の極めて多種多様な被害を迅速に救済するために、自主的避難等対象区域の居住者全員に損害が発生したと推認又は擬制して、精神的損害と生活費増加費用等を合算した一定額として各自8万円の支払を行うとともに、4万円の追加的費用の賠償を行うほか、妊婦・子供については、放射線に対する感受性が比較的高い可能性が一般に認識されており、自主的避難等対象区域に居住する妊婦・子供本人やその家族(世帯構成員)が被ばくへの不安を感じた場合にその不安を払拭するための費用等が妊婦・子供以外の者よりも典型的に高額になり得ることを考慮し、本件事故から平成23年12月末までの間については40万円、平成24年1月から8月までの間については8万円の計48万円を支払うとともに、追加的費用として自主的避難をしたか否かを問わず4万円を支払い、実際に自主的避難を行った場合はさらに追加的費用として20万円(計24万円)を支払っている。

こうした自主賠償基準に基づく支払は、自主的避難等対象区域に居住していた大多数の者との関係においては、訴訟においてはそもそも法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じていると認められない中での支払である。

また、法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じたと評価し得る個別の事情を有していた者に関しても、生命・身体や財産への侵害を伴わない「不安」によって身体的被害に至らない生活妨害が生じたにとどまること、そのような「不安」についても平均的・一般的な人を基準とすると平成23年4月22日頃までには解消されたとみるべきであること等に鑑みると、被告東京電力による自主賠償基準に基づく支払額は、妊婦・子供やそれ以外の者という属性に応じた十分な金額水準にあるといえる。

実際に、自主的避難等対象区域において、訴訟の提起により追加の請求を行っている者は0.8%に過ぎないことも、このことを裏付けている。

イ 過去の生活妨害に関する裁判例との対比

生活妨害に関する過去の裁判例、すなわち排ガスなどの有害物質の拡散により健康被害への不安感が生じ得るいわゆる生活妨害のケースであっても、平穩生活利益の侵害として認容される慰謝料の額は、仮に認められたとしても概ね月額数千円から1万円程度である。

例えば、前掲・最判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁は、国道43号・兵庫県道高速神戸西宮線及び同大阪西宮線の沿道から概ね50メートル以内に居住している住民が、道路を走行する自動車の騒音、振動、排ガスにより被害を受けているとして、道路管理者に対して損害賠償等を求めた事案であるが、原審の大阪高判平成4年2月

20日民集49巻7号2409頁では、騒音の慰謝料が月額5000円～1万円、排ガスについての慰謝料が月額3000円と認定され、これが確定している。

また、数年にわたり現実に被害を生じていた事案であっても慰謝料額は月額1万円弱程度とされ、かつ、実際の身体的不調を招来し避難を余儀なくされたケースでも計10万円程度である。

例えば、名古屋地判昭和54年9月5日判タ399号83頁では、被告の工場の廃棄物等による悪臭が昭和45年から昭和51年の約6年間にわたり、悪臭防止法の規制基準に違反した強烈な腐敗臭が半径3キロメートル以上の広い地域に拡散され続けたことにより、住民らが食事、睡眠、労働、営業など日常生活の各分野で様々な被害を受け、特に食事については食欲を喪失させ、あるいは吐き気を催し、嘔吐するなどの被害を受けるとともに、さらには飲食店、食料品店についても、工場から来るねずみやハエによる被害や、売上低下などの影響を被ったにもかかわらず、これに対処するに足る悪臭防止設備を整備しないまま悪臭を排出し続け、結果として原告らに精神的苦痛を与えた事案であるが、慰謝料として月額5000円～9000円を認めるにとどまっている。

他にも、高松地判平成8年12月26日判時1593号34頁（豊島事件判決）では、裁判所は被告の行為（和解条項に違反して連日廃棄物を野焼きにしたこと）によって「煤煙と刺激臭のあるガスを発生させたこと、被告らが連日ダンプカー等で廃棄物を運搬したことにより騒音及び振動が発生し、狭い道路に交通の危険が発生し、フェリー内、豊島家浦港及び同港と本件廃棄地を結ぶ道路に悪臭が漂ったこと、本件廃棄地に多種多様な有害物質を含む大量の産業廃棄物が堆積されており、右廃棄物に含まれる有毒物質が周辺海域に漏出していること」

が生じていると認定し、原告住民らには「悪臭，騒音，振動，煙害，交通の危険，健康不安，名誉感情の毀損等による種々の精神的損害が発生している」と説示の上，慰謝料を各自5万円としている。

また，那覇地判平成19年3月14日自保ジャーナル1838号161頁は，被告の産業廃棄物処分場において発生した火災事故による大量の煙や異臭により，実際にのどや頭の痛みなど身体的な異変すらも伴い，市による「避難勧告」が発令され，避難に至った事案である。当該事案については，「突然，大量の煙や異臭に襲われ，体に不調を覚えながら，自宅を離れて避難せざるを得なかった原告らが受けた精神的，肉体的苦痛は，相当程度大きかったものといえることができ」と説示しているが，認定された慰謝料額は各自計10万円である。

これらの事案とは異なり，本件事故に関しては，自主的避難等対象区域での居住を継続したとしても，抽象的で漠然とした不安感や危惧感を抱くことはあり得るものの，そのような主観的不安感・危惧感を超えて健康影響を生じる状況はない。自主賠償基準に基づく支払は，上述のとおり自主的避難等対象区域に居住していた大多数の者との関係においては，そもそも法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じていると認められない中での支払であることはもとより，違法な法益侵害が生じたと評価し得る個別事情を有する者に関しても，その侵害の内容としては生命・身体や財産への直接の侵害を伴わない「不安」が生じたに過ぎないことに加え，そのような侵害が生じていたと評価し得る期間が最長でも平成23年4月22日頃までと短期間に限られることに鑑みると，それらの者に生じたと考え得る不安感等を慰謝するに足りる金額水準は，上記各事案における認定額を大きく下回るものと考えられる。

ウ 本件事故に関する他の裁判例においても損害の発生が認められていないこと

自主的避難等対象区域の居住者であった原告らについて、被告東京電力の自主賠償基準に基づく額を超える精神的損害が発生していないことは、次の（ア）及び（イ）で挙げる本件事故に関する裁判例でも説示されている。次の各裁判例は、本件事故当時に自主的避難等対象区域の居住者であったもののその後避難した者が、被告東京電力に対して自主賠償額を超える金額の精神的損害の賠償を請求した事件の判決であり、その説示は本件の判断においても十分に参考となるものである。

（ア）福島地裁いわき支判平成26年9月10日（乙C57の1）、 仙台高判平成27年1月21日（乙C57の2・確定）

本裁判例は、本件訴訟の原告らと同じいわき市内の自主的避難等対象区域から神奈川県横浜市に平成23年3月12日に避難し、同年4月15日に帰還した原告について、放射線被ばくによる生命、身体等に対する被害への強い危機感を覚えたことを肯定し、こうした精神的苦痛は慰謝料の発生を認めるべき程度に至っていると認めつつも、当該原告が賠償を受けた金額のうち4万円を精神的損害に対する賠償額と認定した上で、当該4万円を超える精神的損害を認めることはできないと判断し、確定したものである。

1 審裁判所である福島地方裁判所いわき支部は、避難していた期間については一定の不安や精神的苦痛を認めつつもその損害額は4万円を超えないと認め、その上で、避難を終えた後の期間については本件原発の状況が一応の安定を見せており、自己の生命、身体等に対して直ちに具体的な危険を及ぼす状況には必ずしもなく、いわ

き市内も比較的落ち着いた状況にあるという認識又は判断が基礎にあって帰宅を決断したと窺われることなどを考えると、こうした不安については慰謝料の発生を認めるに足りるほどの具体性、客観性を有するものではないとして（乙C57の1の10頁）、精神的損害の賠償請求を認めず、原告の請求を棄却した（乙C57の1）。

控訴審裁判所である仙台高等裁判所も、1審判決の上記判断を支持した上で、本件事故により原告が被った精神的損害は本件諸事情に照らし、遅延損害金相当額を含めて4万円を上回らないものと認めるのが相当であると説示して、控訴を棄却した（乙C57の2・確定）。

当該裁判例は、自主的避難等対象区域の居住者であった者について、空間放射線量の状況等に関する客観的な根拠に基づき、平成23年3月11日から同年4月15日までの期間について、被告東京電力による自主賠償額の半額である4万円を超える精神的損害はないと判断するとともに、当該期間経過後については一切の損害の発生を認めなかったものである。

すなわち、当該裁判例は、大人各自8万円という自主賠償額自体、精神的損害の賠償額として明らかに必要十分以上のものであると認め、裁判上確定している。

（イ）山形地判令和元年12月17日（乙A155）

本裁判例は、自主的避難等対象区域である福島県川俣町の居住者であった原告らについて、政府の指示等によって避難を強いられたわけではないこと及び実際に避難した居住者は僅かであったことから、居住・移転の自由は侵害されていないものの、中間指針追補が同区域を賠償対象区域に設定していることに照らし、本件事故や放

射線に対する恐怖や不安と本件事故との間で因果関係が認められ、当該原告らに対する平穩生活権の侵害を認定した。

しかし、本裁判例は、本件事故の発生から時間が経過するにつれて放射線の影響等による知見が周知され、本件事故による放射性物質の飛散状況等が明らかになる中で、同区域で生活することに伴う恐怖や不安が和らいだこと、避難及び帰還の費用は別途被告東京電力の自主賠償基準に基づく損害賠償請求の対象になり得ること等に照らし、被告東京電力の既払い金を超える精神的損害は認められないと判断した。

本裁判例は、政府の指示等によって避難を強いられたわけではなく実際に避難した居住者は僅かであったと認めながらも平穩生活権の侵害を認めた点では問題があるものの、本件事故後の客観的状況の変化を正しく認定した上で自主賠償額を超える精神的損害の存在を否定した点では正当であり、本件における自主的避難等対象区域の居住者であった原告らによる請求の判断においても十分に尊重されるべきである。

エ 小括

以上のとおり、いわき市内の自主的避難等対象区域に居住していた原告らには法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じ、これにより被告東京電力の自主賠償基準による額を超える共通損害が生じたとは認められないところであるが、仮に法律上保護される利益に対する違法な侵害が生じたと評価し得る個別の事情を有していた者をみたとしても、自主賠償基準に基づく支払額は十分な金額水準にあるといえ、これを超える損害の発生は認められない。

(3) 中間指針等の機能・位置付けからも、安易に中間指針等による賠償額を超える損害が認められるべきでないこと

ア 原賠法が制度化した紛争処理システムからくる裁量の限界

精神的損害の評価・算定における考慮要素は、個々の被害者によって異なるものであり、したがって精神的損害の額も被害者の個別事情によって当然に異なる。このような精神的損害の評価・算定の特殊性に照らし、精神的損害は裁判所の裁量により評価・算定される（最判昭和38年3月26日第三小法廷判決・集民65号241頁）。

このような裁判所の裁量には、2つの限界が伴う。

第1の限界は、精神的損害の評価・算定が被害者の個別事情に基づく裁量評価であることから来る内在的な限界である。この点については、参考となる裁判例を上記(2)イ及びウにおいて挙げた。

第2の限界は、原子力損害の特殊性に照らして、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る限界である。

すなわち、原子力発電所等において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償をめぐる紛争が多数生ずることが予想される。そして、多数の紛争が裁判所に係属した結果、事件処理に長時間を要し、多数の被害者の実体法上・手続法上の権利が害されることとなる上、原子力事故とは無関係の一般の事件処理も遅滞することは必至である。そのような事態が生じれば、原子力事故の被害者のみならず、国民一般の裁判を受ける権利が害されることにもなり得る。

そこで、原賠法18条1項は、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせる

ため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下この章において「審査会」という。）を置くことができる。」と定め、迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」（同条2項1号）と並び、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」（同条2項2号）を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」（同項3号）をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている（原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条）。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討をし、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の平成23年4月11日付にて第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、その後原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定等の指針が順次策定されている。

本件事故に関して設置された審査会の委員は計10名であるが、審査会設置当時の委員の構成としては、法律の専門家が6名（民法の研究者が3名、環境法の研究者が1名、行政法の研究者が1名、弁護士

(元東京高裁判事)が1名)であった。また、これら委員のうちの研究者の多くは、東海村JCO臨界事故(平成11年9月30日に発生した原子力事故)あるいは原賠法の改正にも関与しており、中間指針等の策定に当たってはその知見や経験が最大限活用されたといえる。

審査会は、その所掌事務である「一般的な指針」の策定に向け、平成23年4月に設置されて以来、公開の場での審議を重ね、本件事故による被害の全体像について関係省庁・関係自治体等からの聴取等を行い、その被害の実情を把握した上で、多数の被害者に対して適用されるべき原子力損害の賠償の範囲・基準について、中間指針等を策定・公表している。

実際にも、このような経緯で策定・公表されている中間指針等は、自主的な紛争の解決において用いられ、圧倒的多数の被害者が同指針に基づく賠償を受け入れて訴訟に至ることなく紛争が解決されている。このような訴訟外での紛争解決が促進されることにより、審査会が企図したとおり、膨大な数の訴訟提起がなされることにより司法全体の処理容量の限界を超える事態となることが回避されているのであって、中間指針等は本件事故に関する紛争解決に当たって重要な役割を果たしているといえる。このように、中間指針等は本件事故から生じる被害に対する現実的な司法的救済のスキームとして実際に十分に機能しているものと評価すべき実質を有する(乙A183・4～8頁)。

以上のような原賠法に基づく紛争審査会制度の趣旨に照らすと、審査会が定める「一般的な指針」は、裁判所の紛争処理を遅滞させない内容を有する基準である必要が存する。すなわち、中間指針等は、訴訟によらない当事者間での自主的な解決を図ることを狙いとしており、被害者が訴訟外における紛争解決に応じやすくするという観点から、訴訟において通常認定される額よりも高額の(少なくともそれを下回

ることのない) 賠償額を示したものであるといえる (乙A183・13頁)。

このような水準の賠償額を示す「一般的な指針」による賠償を受け取ることにより、圧倒的多数の被害者が裁判を経ずともその損害は填補されたものと認識する中で、裁判所が個別事情を考慮することなしに「一般的な指針」が定めるよりも高額の精神的損害を認定した場合、多くの被害者が「一般的な指針」の基準を超える金額の賠償を求めて提訴に至ることが予想され、その場合にはもはや「一般的な指針」は機能しなくなる。

このように、精神的損害の算定に当たっては、原子力損害の特殊性に鑑み、法が審査会制度を特に定めたことから、論理必然的に、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る裁判所の裁量の範囲の限界があることになる。

イ 中間指針等を踏まえた慰謝料額は原告らの精神的損害を十分に補填する水準にあること

上記アのとおり、中間指針等は、原賠法18条に基づいて設置された審査会により定められた自主的紛争処理基準であり、裁判によらずとも迅速かつ適切な被害回復を図ることを目的として策定されたものである。

極めて多数にのぼる被害者に対して迅速かつ適正な賠償を行うための自主的紛争処理基準としての中間指針等の機能からすると、大多数の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りる賠償額を示す必要がある。

そして、中間指針等を「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、大多数の被害者にとって典型的に想定し得る最大限

の賠償額を示す実質を有するものとするため、審査会は、交通事故における損害賠償の基準や実務、過去の裁判例等を踏まえて、各区域における客観的な状況や想定される精神的苦痛等の被害の実態を最大限考慮の上で、大多数の住民にとって裁判における賠償額以上の金額となるように中間指針等を定めている。

したがって、中間指針等が示す賠償額は、通常の被害状況として類型的に想定し得る最大限の範囲を網羅した水準の金額（大多数の者にとって損害の填補として十分な金額）であるといえる。この点、原子力損害賠償紛争審査会の委員を務める中島肇弁護士（元裁判官）が、『原発賠償中間指針の考え方』（商事法務，2013年）の「はしがき」において、「中間指針に基づく賠償は、（ADRも含め）あくまで原子力損害の賠償に関する『当事者による自主的な解決』（原賠法18条1項）に資するための規範であり、しかも、その規模と背景において、『国家補償』の性質を帯びているといわざるを得ないことなどの特殊性があり、伝統的な損害賠償法の理論の枠を超えているとみられる余地もあること、したがって、裁判所による損害賠償請求においては、中間指針は規範性を有しないこと（賠償額が指針よりも少額になり得ること）に留意する必要がある。」と述べているが、これは各被害者について個別にみれば損害に当たらないものも含めて賠償する点を捉えて「補償」の性質を帯びたものと表現しているものと考えられ、中間指針等が定める賠償額が大多数の者にとって損害の填補として十分な金額水準にあるとの上記の被告東京電力の主張と同趣旨のものと理解される。

実際、令和2年8月末日時点で訴えを提起した被害者は全体の約0.8%（提訴者約1万3000人／総数約166万人）に過ぎないとの事実が示すとおり、大多数の被害者は被告東京電力に対する直接請求を

通じて中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく賠償金を受領するにとどまっており、かかる賠償によっては不足があるとして訴訟の提起に及んでいる被害者はごく少数に限られている。このような観点からも、中間指針等が定める賠償額の水準は被害者に共通する最低限の基準を示したものなどではなく、大多数の被害者において生じた損害を上回ると被害者自身に認識されていることは明らかである。

上述のように、原賠法は原子力損害の特殊性に鑑み、特に審査会制度を定めたものであり、中間指針等は、法律の定め（原賠法18条）に基づいて設置された審査会により定められた「一般的な指針」であることから、精神的損害の算定に当たっては、原賠法が制度化した紛争処理システムから来る限界がある。そのため、中間指針等を踏まえた慰謝料額によっても填補されない損害が原告らの個別事情に基づき主張・立証されない中でこれを超える損害を認定することは、法の趣旨に反するものであり、したがって、そのような認定は精神的損害の評価・算定における裁判所の裁量を逸脱するものとして裁量違反の違法が生じることに留意されるべきである。

ウ 自主賠償額を超える慰謝料の認定は限定的であるべきであり、自主賠償額を下回る慰謝料が認められるべき場合も当然にあること

（ア）被告東京電力の自主賠償額を超える慰謝料の認定は限定的であるべきこと

上記アのような中間指針等の位置付けや機能のほか、実際にも大多数の被害者が中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく賠償金を受領するにとどまり、それでは不十分であるとして訴訟を提起するには至っていないこと等に鑑みると、中間指針等

の定める賠償額によっても填補されない損害が個別事情に基づいて主張・立証されない限りは、これを超える損害の認定がなされるべきではなく、そのような主張・立証がないにも関わらず既払い金を超える慰謝料の認定がなされた場合には、そのような認定は裁量権の行使として「社会通念により相当として容認され得る範囲」（前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）を超えるものである。

仮に、個別・具体的に主張立証されることもないままに、中間指針等及びこれを踏まえた被告東京電力の自主賠償基準の内容を超える損害額を認容するような自由な裁量権の行使が行われた場合には、中間指針等及びこれを踏まえた被告東京電力の自主賠償基準を受け入れた者において不平等感が醸成されることにより紛争が再燃し、追加の損害賠償を求める訴訟が大量に提起されることが予想され、その結果、本件事故による大量の賠償請求を迅速、公平、適正に処理できた基準が否定されることとなり、文字どおり、全てが最初からやり直しになるという異常事態を生ずることになるのであって、結局は被害者の早期かつ適切な被害の現実的な救済が大きく遅れるという結果につながりかねない（乙A183・14～15頁）。そのように中間指針等が「一般的な指針」として機能しなくなる事態は、法が予定しないものであり、かかる事態を招来しないためにも、被告東京電力の自主賠償額を超える損害の認定は限定的であるべきといえる。本件事故の発生から間もなく10年が経過しようとする中、大多数の被害者が中間指針等を踏まえた被告の自主賠償基準に基づく賠償金を受領するにとどまり、多くの紛争が解決済みであって、そのような事実状態を覆し紛争の再発を容認することは被害者の早期かつ適切な救済を大きく遅れさせるという結果につながりか

ねず、被害の回復のあり方として不適切である。

仮に、中間指針等が「一般的な指針」としての機能を担っているにもかかわらず訴訟において個別・具体的な損害の主張立証がないままに中間指針等を超える損害額が認容され、万一、中間指針等が改定される事態ともなれば、新たな指針による賠償範囲や賠償額でも不足があるとしてさらなる紛争が生じることが容易に想定される。このような事態が繰り返されれば、紛争はいつになっても解決を見ないこととなる。そのような事態を法が予定していないことは明白である。

(イ) 自主賠償額を下回る慰謝料の認定がなされるべき場合も当然にあること

上記アにおいても述べたとおり、精神的損害の評価・算定における考慮要素は個々の被害者によって異なるものであり、したがって精神的損害の額も被害者の個別事情によって当然に異なる。

このように各自の精神的損害の評価・算定が個々の被害者の個別事情に基づく検討事項である以上、個別事情によっては、中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づく金額を下回る慰謝料額も認定されるべき場合も当然ながら存する。

実際に、本件事故に関する裁判例の中には、中間指針等に定める賠償額に満たない金額の損害が認定されたケースも存する。

例えば、本件事故により避難を余儀なくされた被害者からの個別の訴訟においては、中間指針等に基づいて計算される慰謝料の賠償を求める原告らの請求に対し、「私人が裁判手続によって本件事故に基づく損害の賠償を求める場合においては、中間指針等の内容は考慮すべきであるものの、最終的には、当事者の行う訴訟活動に基

づき，認定された個々の事情に応じて賠償の対象となる損害の範囲及び額を定めるべきものである。」として，個別の事情に鑑み，本件事故当時に帰還困難区域に居住した者について，慰謝料額として中間指針等の定める賠償水準（当該原告からは本件事故後３年分の精神的損害の賠償を請求されているところ，中間指針等が慰謝料の計算の基礎とする月額１０万円で計算すれば，中間指針等の定める賠償水準は３６０万円となるはずである。）を大幅に下回る７０万円の慰謝料が認定された裁判例がある（福島地判平成２７年９月１５日（乙Ａ１８４））。

また，前橋地判平成２９年３月１７日においては，基本的に全ての世帯に対する原告本人尋問が実施された上で原告ら各自の避難経過等の個別事情が考慮された結果，被告東京電力の自主賠償額を下回る慰謝料額が認定された原告が複数存在している。

さらに，札幌地判令和２年３月１０日（乙Ａ１５９）は，帰還困難区域の居住者であった原告らの精神的損害について，中間指針等に定める１４５０万円を大幅に下回る１０００万円の慰謝料を認定している。

さらに，審査会が運営するＡＤＲ手続においても，申立人の個別の事情に応じて，中間指針等に定める賠償額的水準を下回る賠償額で原子力損害賠償紛争解決センターから和解案が提示され，和解に

至る例も存在する⁴。

このように、個々の被害者が有する個別事情を具体的に認定すれば、中間指針等が定める賠償額の水準を下回る損害しか認められない場合もあるのであって、このことから、中間指針等が定める賠償額の水準が被害者に共通する最低限の基準を示したものなどではなく、大多数の被害者に賠償されるべき精神的損害の数额を上回る金額を定めていることは明らかである。

第3 旧屋内退避区域について

1 はじめに

旧屋内退避区域は、平成23年3月15日に、本件原発の半径20キロメートルから半径30キロメートル圏内について、政府が原災法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の屋内退避（自宅など屋内に待機することが求められるが、外出が禁止されるものではない。）を指示した区域として指定された区域であり、かつ、同年4月22日に当該屋内退避区域の指定が解除された後に、何らの政府指示の対象とならなかった（計画的避難区域又は緊急時避難準備区域のいずれにも指定されなかった）区域である。本件訴訟の原告らの居住地に即していうと、具体的には、いわき市

⁴ 一部の例を挙げると、①本件事故時に帰還困難区域に居住していた者（4人家族）に関し、世帯主が本件事故後に転居を伴う異動を勤務先から命じられ、これにより神奈川県内に家族4名で転居したという事情がある事案（精神的損害の請求期間は、直接賠償による支払を受けた期間の翌月である平成23年12月1日から同29年5月末。）において、原子力損害賠償紛争解決センターは4人ともに平成25年12月末までの期間に限り月額10万円の精神的損害を認める和解案を提示し、双方受諾の上支払に至っているケース（乙A185）、②本件事故時に旧避難指示解除準備区域に自宅を所有し居住していたが、本件事故前に福島県須賀川市内への転居を伴う転勤を命じられ、平成23年3月14日以降は転居先での単身赴任生活が予定されていた者の精神的損害の請求（請求期間は、直接賠償による支払を受けた期間の翌日である平成24年3月1日から同25年4月末。）に関し、原子力損害賠償紛争解決センターは、転勤による転居でありつつも週末は自宅で家族とともに過ごすことが想定されること、平成24年2月分まで直接賠償手続において月10万円を賠償済みであること等の事情を勘案し、平成24年3月から同25年4月末まで月額6万円の限度で精神的損害を認める和解案を提示し、双方受諾の上支払に至っているケース（乙A186）がある。

内の本件原発から半径20～30キロメートル圏内に位置する一部の区域（久之浜町，大久町，小川町，川前町の一部）がこれに該当し，いわき市内の大部分を占めるその余の区域は自主的避難等対象区域に当たる。

旧屋内退避区域は，本件事故後，健康影響を生じる程度の放射性物質の飛来はなく，強制的な避難の対象となった区域と比較して本件原発からの距離も離れている。

そのような放射線量の状況や本件原発との地理的關係等から，本件事故後，強制的な避難指示の対象とはならなかったものであり，したがって本件事故時の居住地での生活を継続することが可能であった。また，旧屋内退避区域においては平成23年4月22日に屋内退避指示が解除され，その後，政府指示の対象とはされておらず，指定の対象となった期間は本件事故後約40日間に限られている。旧屋内退避区域のこのような状況に鑑みると，その被害の実質としては，屋内退避を指示されたことによって居住者には行動上の制約が一定程度生じ得たと考えられ，この点において自主的避難等対象区域とはその状況が異なるものの，強制的な避難指示の対象とはならず，元の居住地での生活を継続することが可能であったという点においては強制的な避難指示の対象者が置かれていた状況とは大きく異なるものであるといえる。

このように，旧屋内退避区域の居住者において生じたと考え得る不利益は，屋内退避の指示により行動に一定の制約が生じ得たことによる，身体的被害に至らない生活妨害の限度であって，そのような生活妨害が原告らの法律上保護される利益に対する違法な侵害を構成すると認められるためには，「社会通念上受忍すべき限度を超えた」ものである必要がある。

しかるに，以下に述べるとおり，本件事故後のいわき市内の旧屋内退避区域の状況を踏まえ検討しても，少なくとも平成23年4月22日以降に

は受忍限度を超えて法律上保護される利益に対する共通の侵害が生じたとは認められない。

2 旧屋内退避区域の賠償額の充分性

(1) 地域の客観的状況

ア 本件事故直後の時期から空間放射線量は年間積算線量20ミリシーベルト相当値を大きく下回っていたこと

いわき市内の旧屋内退避区域における空間放射線量の推移は「被告東京電力準備書面(19)」8～9頁記載のとおりである。

平成23年4月1日時点の空間放射線量として公表されている地点のうち、旧屋内退避区域にあたるJR久ノ浜駅の同日時点の空間放射線量は毎時1.05マイクロシーベルトであり、その後、同年4月9日時点で毎時0.73マイクロシーベルト、同年5月1日時点で毎時0.49マイクロシーベルト、同年6月1日時点で毎時0.45マイクロシーベルトと順次低下している。また、いわき市内の旧屋内退避区域に所在する「いわき市末続集会所」の平成23年6月1日時点における空間放射線量は毎時0.53マイクロシーベルトとなっている(以上、乙A123の1の1～3枚目)。

このように、いわき市内の旧屋内退避区域の空間放射線量は政府が避難指示の基準とした年間積算線量20ミリシーベルトに相当する空間放射線量(毎時3.8マイクロシーベルト)を大きく下回っている状況にあり、それゆえに政府による避難指示の対象とはされなかったものである。また、その後も空間放射線量は時間の経過とともに低下を続けている。

なお、「JR久ノ浜駅」については、「被告東京電力準備書面(19)」9頁において、「30キロメートル以遠ではあるが近傍の」地

点であるとしていたが，同駅は旧屋内退避区域に当たるため（乙A187），本書をもって訂正する。

イ 低線量被ばくに関する知見

低線量被ばくに関する知見については上記「第2」2（1）イにおいて述べたとおりであり，年間積算線量100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば健康への影響は認められず，さらに公衆衛生上の安全サイドに立った保守的な考え方であるLNTモデルに依拠しても，年間積算線量20ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば，発がんリスクは，円滑な社会生活を送る上で実質的に無視し得るといえる。

上記アのとおり，いわき市の旧屋内退避区域においては，空間放射線量が毎時3.8マイクロシーベルト（年間積算線量20ミリシーベルト相当値）を大きく下回っており，しかも時間の経過とともにさらに低下を続けていることから，健康影響を及ぼす程度の放射性物質の飛来はなかったものである。

ウ 健康への影響がないこと等が周知されていたこと

本件事故後に観測された空間放射線量が健康影響を生じさせる程度のものであること，時間の経過に伴いさらに低下していること，さらには本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについては，本件事故の直後から，新聞報道や政府のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し周知されており，いわき市の居住者又は同市から避難した者はこれらの情報を十分に知り得る状況にあった。このような周知状況の詳細については，上記「第2」2（1）ウのほか，「被告東京電力準備書面（13）」9頁以下で詳述したとおりである。

エ 平成23年4月22日には指示が解除されていること

旧屋内退避区域は、平成23年3月15日に住民の屋内退避（外出が禁止されるものではないが、自宅など屋内に待機すること）が指示された区域であるところ、約40日後の同年4月22日には屋内退避の指示が解除され、以後は何らの政府指示の対象となっていない（計画的避難区域又は緊急時避難準備区域のいずれにも指定されなかった。）。

(2) 少なくとも屋内退避の指示が解除された平成23年4月22日以降には法律上保護される利益に対する侵害があったと評価し得ないこと

上記(1)のようないわき市内の旧屋内退避区域の客観的状況を踏まえ、法律上保護される利益に対する違法な侵害の有無につき、上記「第2」1(2)エで示した受忍限度の判断基準（①侵害行為の態様・侵害の程度、②被侵害利益の性質と内容、③侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、④その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果）に当てはめて検討すれば、以下のとおりとなる。

①侵害行為の態様・侵害の程度については、本件事故により放射性物質が放出され、これを踏まえて政府は住民に対し屋内退避（自宅など屋内に待機することが求められるが、外出が禁止されるものではない）を指示した。これにより、当該指示が解除された平成23年4月22日までの期間において、居住者の行動に一定の制約を課し得たと考えられる。なお、本件事故発生当初の時期に放出された放射性物質の放射線の作用の影響としては、原告らが本件事故当時に居住していたいわき市内の旧屋内退避区域における空間放射線量は政府による避難指示の基準である年間積算線量20ミリシーベルト相当値を大きく下回っている。

低線量被ばくに関する知見によると、年間積算線量100ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば健康への影響は認められず（乙A37の4頁）、さらに公衆衛生上の安全サイドに立った保守的な考え方であるLNTモデルに依拠しても、年間積算線量20ミリシーベルト以下の被ばく線量であれば、発がんリスクは実質的に無視し得るとされている（乙A37の9～10頁）。

したがって、同区域における放射線の作用による侵害の程度は極めて低いといえる。

② 被侵害利益の性質と内容については、政府により屋内退避（自宅など屋内に待機することが求められるが、外出が禁止されるものではない）が指示されたことにより、当該指示が解除された平成23年4月22日までの期間において、居住者にはその行動に一定の制約が生じ得たと考えられる。

他方、屋内退避区域には、本件事故後、健康影響を生じる程度の放射性物質の飛来はなく、強制的な避難の対象となった区域と比較して本件原発からの距離も離れている。そのような放射線量の状況や本件原発との地理的關係等から、本件事故後、強制的な避難指示の対象とはならなかったものであり、したがって本件事故時の居住地での生活を継続することが可能であった。

③ 侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況については、平成23年4月17日には原子炉の冷温停止を目指すスケジュールが公表されて本件事故の収束に向けての方向性が示され、同月22日には政府による屋内退避指示が解除されるに至っている。その後、同年7月19日には「放射線量が着実に減少傾向となっている」としてステップ1の目標達

成が公表され，これを受けて同年 9 月 30 日をもって緊急時避難準備区域の指定も解除され，さらに同年 12 月 16 日にはステップ 2 を完了し収束宣言に至っている。

また，空間放射線量の状況としても，いわき市内の屋内退避区域における空間放射線量は，本件事故直後の時期を含めて年間積算線量 20 ミリシーベルト相当値を大きく下回っており，一貫して健康に影響を与える値の空間放射線量は観測されていない。

④ その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容，効果については，そもそもいわき市内の旧屋内退避区域における空間放射線量は本件事故直後の時期を含め年間積算線量 20 ミリシーベルト相当値を超えないことから避難指示等対象区域に指定されず，空間放射線量はもともと低く，かつ時間の経過とともにさらに低減している。また，上記「第 2」2（1）ウで述べたとおり，空間放射線量が低いことや，健康影響を及ぼす程度の放射線量ではないこと，更には本件原発の事故の状況が収束に向かっていることについて，本件事故の直後から，新聞報道や政府のウェブサイト等の各種媒体によって繰り返し公表・周知されていたものであり，原告らもそれらの情報を得ることができる状況にあった。

このように，いわき市内の旧屋内退避区域においては，本件事故後に観測された空間放射線量の状況に鑑みれば，居住者に健康への影響が及ぶ放射線量にはなく，本件事故後，屋内退避指示から約 40 日後の同年 4 月 22 日には同指示が解除され，以後は計画的避難区域又は緊急時避難準備区域のいずれにも指定されなかったものである。

このような状況に照らすと，本件事故から屋内退避指示が解除された平成 23 年 4 月 22 日までの期間においては，自宅など屋内に待機する

よう指示を受けたことによって、行動に一定の制約が生じ得たと考えられるものの、少なくとも屋内退避指示が解除された平成23年4月22日以降においては、屋内退避指示による行動の制約は生じなくなるほか、同日以降に居住者が不安や懸念を感じたとしても、健康への影響がないこと等の周知状況に鑑みれば、平均的・一般的な人を基準として本件事発発生直後の客観的な状況の下で抱くことが不合理ではないと考えられる程度の不安によって平穏かつ正常な日常生活が相当程度阻害されたと認められない。

以上により、旧屋内退避区域においては、少なくとも屋内退避の指示が解除された平成23年4月22日以降には、受忍限度を超えて法律上保護される利益に対する共通の侵害が生じたものとは評価し得ない。

(3) 被告東京電力の自主賠償基準に基づく額を超える損害は認められないこと

ア 自主賠償基準に基づく賠償の内容

旧屋内退避区域については、政府指示等による強制避難の対象とはならず、また屋内退避の指示も本件事故から約40日後の平成23年4月22日に解除されているものの、本件事故から屋内退避指示が解除された平成23年4月22日までの期間においては居住者の行動に一定の制約が生じ得たと考えられることを踏まえ、被告東京電力は同区域の居住者に対し、強制的な避難の対象となった住民と同様の各自月額10万円を基礎として、本件事故から平成23年9月末までの7ヶ月分の計算により、精神的損害（生活費の増加費用を含む）の賠償をしている（各自70万円、4人家族であれば世帯合計280万円の慰謝料額となる。）。

また、そのような精神的損害の賠償とは別途に、同区域の居住者に対しては、追加的費用（避難・帰宅費用、一時立入費用等）、住宅等の補修・清掃費用、就労不能損害・営業損害等の財産的損害についても賠償を行っている。

イ 自主賠償基準に基づく額を超える損害は認められないこと

旧屋内退避区域においては、上記（２）のとおり、少なくとも屋内退避指示が解除された平成２３年４月２２日以降には通常どおり日常生活を営むことに何らの支障はなかったものである。

そのような中でも、被告東京電力は上記アのとおり、旧屋内退避区域の居住者に対して、各自７０万円（生活費の増加費用を含む）の支払を行うとともに、各種の財産的損害についても慰謝料とは別途に賠償を行っている。

本件訴訟の原告らのうち旧屋内退避区域に居住していた者も、こうした財産的損害の賠償の全部又は一部を請求・受領しており、その結果、本件訴訟の原告らのうち旧屋内退避区域の居住者らに対する世帯単位での賠償総額（精神的損害に対する賠償を含む。）は少ない世帯でも約１９４万円、多い世帯では約２８１０万円にのぼる。

慰謝料の補完的機能・調整的機能に照らせば、被告東京電力による賠償は旧屋内退避区域の居住者に生じたと考え得る利益侵害の状況を踏まえた精神的損害の賠償として十分な金額水準にある。

ウ 過去の生活妨害に関する裁判例との対比

上記「第２」３（３）イで述べたとおり、平穩生活阻害に関する過去の裁判例、すなわち排ガスなどの有害物質の拡散により健康被害への不安感が生じ得るいわゆる生活妨害のケースであっても、平穩生活

権の侵害として認容される慰謝料の額は、仮に認められたとしても概ね月額数千円から1万円程度であるほか、数年にわたり現実に被害を生じていた事案であっても慰謝料額は月額1万円弱程度とされ、かつ、実際の身体的不調を招来し避難を余儀なくされたケースでも計10万円程度である。

これに対し、旧屋内退避区域においては、屋内退避の指示がなされたことにより、通常的生活が一定程度妨害されたことが考えられるとしても、そのような妨害は身体的被害に至らない生活妨害の限度にとどまるところ、これらの裁判例における被害の状況と認定された慰謝料額に照らすと、旧屋内退避区域の居住者に対する各自70万円という賠償額は精神的損害に対するものとしても明らかに十分であることに加え、上記ア、イのとおり同区域の居住者に対しては各種の財産的損害に対する賠償も慰謝料とは別途に行っていることにも照らせば、被告東京電力による自主賠償額を超えて賠償されるべき損害は到底認められない。

第4 原告らの主張の誤り

1 原告ら主張の概要

原告らは、本件事故により原告らの「放射性物質によって汚染されていない環境において平穏に生活する権利」（平穏生活権）が侵害されたとし、本件における請求の範囲に関し、①本件事故に基づき原告らが被った「無形の財産的損害」及び「精神的損害」であって、②原告固有の積極損害（避難実行中の家財購入費、生活費増加分、避難実費などの算定可能な財産的損害）や消極損害（就労不能損害など）、生命身体的損害を含まず、③中間指針等を超える「無形の財産的損害」及び「精神的損害」に対する損害賠償の請求を行うものと主張する。

原告らはこのうち「無形の財産的損害」の内容として、自給自足や農作物・魚介類などの物々交換による生活費代替機能の喪失ないし低下，旧知の住民同士の相互扶助機能の喪失ないし低下，並びに自然との触れ合いの場の喪失ないし低下による損害等を挙げている。

また，損害額の算定に関しては，その被った精神的苦痛を時期ごとに（A）本件事故直後における放射性物質による健康被害への恐怖感や，それに伴う避難や避難先での軋轢，家族との別離等による精神的苦痛，（B）避難の継続に伴う周囲との軋轢，偏見，家族との別離などの精神的苦痛，再び事故が起きることへの不安，放射線被ばくによる健康不安やこれに伴う社会生活上の不利益等による精神的苦痛，（C）本件事故後継続する放射線被ばくに対する健康不安，地域社会力の低下，社会生活上の様々な障害，不利益等による精神的苦痛に分類し，このうち（A）は本件事故直後の時期（本件事故から平成23年4月22日までの期間）に対応するものとし，各自25万円（妊婦については各自50万円）を請求している。

また，（B）（C）は継続的被害によるものであるとし，（A）とは別途に，各自月額3万円（子供は各自月額8万円）の慰謝料を請求している。

	事故直後の時期に対応する慰謝料	継続的被害による慰謝料
・子供	25万円	8万円／月
・妊婦	50万円	3万円／月
・上記以外	25万円	3万円／月

このような原告らの主張の誤りについて，以下指摘する。

2 本件事故直後の時期に対応する慰謝料と継続的被害による慰謝料を別個に算定・請求することの誤り

(1) 中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づく支払は区域ごとに想定される一切の精神的苦痛を織り込んだものであること

中間指針等は、上記「第2」3(3)で述べたとおり、原子力損害の賠償に関する「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」として、原賠法に基づき設置された原賠審により策定されたものである（原賠法18条1項）。原賠法がこのような指針の策定を予定しているのは、ひとたび原子力損害が生じれば、極めて多数の被害者が生じることが想定され、それらの被害者に対して裁判における厳格な主張・立証手続を経て個別に相当因果関係の範囲内の損害であるか否かを判定した上で賠償する対応をとっていたのでは、被害者の迅速な救済を成し得ないことから、一定の定式化が可能な範囲で損害を推認又は擬制した形で自主賠償の扱いをすることで、円滑かつ公平な賠償を確保し、被害者の迅速な救済を達成しようとするものである。また、そうすることで、訴訟が頻発して裁判所の処理能力を超え（いわば裁判所がパンクして）司法機能が停滞する事態を回避することを企図しているものである。

とりわけ、慰謝料については、元来、「いわば内心の痛みを与えられたことへの償いを意味し、その苦痛の程度を彼此比較した上、客観的・数量的に把握することは困難な性質のもの」であり（前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁）、精神的苦痛の内容・程度は、被害者ごとに極めて多種多様であり、その考慮要素としても、被害者の年齢、学歴、職業、資産、収入、社会的地位等極めて多岐にわたるものが想定されているのであって⁵、そのような被害者各自の個別の事情を個

⁵ 窪田充見編『新注釈民法（15） 債権（8）』（有斐閣，2017年）884頁〔窪田充見〕。

別に認定するのでは、極めて多数の被害者に対する迅速な救済はなし得ず、司法機能全体に対する支障も回避し得ないことから、一定の「客観的な基準で類型化して処理する」ことが必要であり、中間指針等は、まさにそうした類型化した処理のための一定の客観的な基準として策定されたものであるといえる。被告東京電力の自主賠償基準も、このような中間指針等を踏まえて定めたものであり、その趣旨を同じくする（以上、乙A183・13～14頁）。

かかる中間指針等の意義及び機能からみても、中間指針等に定める賠償は、大多数の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りるものでなければならず、賠償の対象としても賠償の額としても、通常の被害状況として典型的に想定し得る最大限の範囲を網羅した水準の金額（大多数の者にとって損害填補として十分な、損害を基礎付け得る典型的要素を網羅的に織り込んだ額）を示すものでなければならぬ。

実際に、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による賠償実施の結果、対象となった被害者数約166万人に対して、訴訟の提起に至った者が約1万3000人（約0.8%。令和2年8月末現在）にとどまっていることは、中間指針等が大多数の者にとって損害填補として十分な賠償額を提示していることの証左である。

これを慰謝料の評価という点からみると、中間指針等に定める慰謝料は、典型的に想定される本件事故前との生活状況・生活環境の変化による不便やストレスなど一切の精神的苦痛を織り込んだものであることは明らかである。

(2) 慰謝料の評価要素を無理に細分化し、別個の慰謝料請求権として評価・算定することは過大な認定となること

原告らは上記のように、「本件事故直後の時期に対応する慰謝料」（対象期間は本件事故から平成23年4月22日まで）を請求し、これとは別途に、「継続的被害による慰謝料」として本件事故後各自月額3万円（子供は各自月額8万円）の算定による慰謝料を請求しており、これら2つの名目による慰謝料は、本件事故から平成23年4月22日までの期間に関し重複が生じている。

また、原告ら自身、これらの慰謝料はいずれも「平穩生活権」の侵害によるものであると位置付けていることに加え、原告らがそれぞれの慰謝料に関して挙げる精神的苦痛の要素をみても、「本件事故直後の時期に対応する慰謝料」と「継続的被害による慰謝料」の考慮要素は、健康不安、周囲との軋轢、家族別離等の点で明らかに重複している。そうであるにもかかわらずこれらの慰謝料を別途に評価することは、同一の考慮要素を二重に評価するものであり、そのような評価の結果、慰謝料額が過大に認定されることとなり妥当でない。

したがって、「本件事故直後の時期に対応する慰謝料」と原告らが呼称する慰謝料について、「継続的被害による慰謝料」と殊更に分けて評価・算定がなされるべきとの原告ら主張は失当である。

3 中間指針等の額を超えて賠償されるべき「共通損害」は存在しないこと

(1) 原告ら主張の概要

原告らは、本件訴訟において、中間指針等による額を超える「共通損害」の賠償を請求している。また、慰謝料の請求内容に関しては、「無形の財産的損害」及び「精神的損害」を請求するとしており、このうち

「無形の財産的損害」の内容として、自給自足や農作物・魚介類などの物々交換による生活費代替機能の喪失ないし低下，旧知の住民同士の相互扶助機能の喪失ないし低下，及び自然とのふれあいの場の喪失ないし低下による損害等を挙げる。

(2) 「無形の財産的損害」「精神的損害」のいずれについても自主賠償基準による額を超える「共通損害」が観念できないこと

上記「第1」2(1)のとおり、「共通損害」の請求がなされている本件訴訟においては、原告ら全員に共通する事情のみが損害算定の基礎とされる必要がある。

この点、原告らが主張する「無形の財産的損害」に関しては、そもそも本件事故前の生活において、食糧の全部又は一部を「自給自足」していた事実の有無、「農作物・魚介類などの物々交換」をしていた事実の有無、「旧知の住民同士の相互扶助機能」により利益を受けていた事実の有無、「自然との触れ合いの場の喪失ないし低下」という事実の有無は原告ら各人によって区々にわたる（原告ら全員にこれらの事実が存する旨の立証は少なくともなされていない。）ほか、本件事故後にこれらの行為がなし得なくなったか否かも各人によって異なり、さらに、本件事故によってこれらの事実が変化したことに起因する財産的損害の有無・数额についてもなんら具体的な主張・立証がない。したがって、原告ら全員が共通に「無形の財産的損害」を受けたとは到底認めることができない。

また、「精神的損害」についても、放射線被ばくに対する不安の程度や、本件事故前後の生活状況の変化の有無や程度、それによる精神的苦痛の有無や程度等は人によって多様であり、受忍限度を超える違法な侵

害が原告ら全員に共通に生じたものとは評価し得ず、自主賠償基準による額を超える「共通損害」が認められる余地はない。

「共通損害」の請求がなされている本件においては、仮に何らかの共通の損害を觀念するとしても、共通の損害をくくり出す以上は原告ら全員に最低限生じている程度の事情のみを損害算定の基礎とし得ることとなる。しかし、中間指針等が示す賠償額は、大多数の被害者が訴訟を選択しないとしても十分な賠償を得たと認識するに足りる賠償額（類型的に想定し得る最大限の賠償額）を示しているものである（上記「第2」3（3））。すなわち、仮に特定の地域に居住していた者らに共通する何らかの被害を想定するとしても、そのような被害は中間指針等が示す賠償額によって優に填補されるものである。そして、被告東京電力の自主賠償基準は中間指針等を踏まえたものである。

以上により、原告らが請求する「無形の財産的損害」「精神的損害」のいずれについても、自主賠償基準による額を超えて原告らに共通する損害は認められない。したがって、原告らの「共通損害」の請求が認容される理由はない。

4 被害の内容に関する原告ら主張の誤り

（1）「地域社会力の低下」等は法律上保護される利益の侵害、民事法上保護される個人的・主観的利益の侵害のいずれにも当たらないほか、そもそも「地域社会力の低下」等と評価すべき状況は生じていないこと

原告らは、本件事故直後の時期以降に生じた継続的損害を基礎付ける精神的苦痛の内容として、「地域社会力の低下」（漁業、農業、観光業等への影響等）が生じ、また自然環境・社会環境・経済活動等におけるいわき市社会全体への影響が継続しているなどと主張する。

しかしながら、そもそも法律上保護される利益といえるためには、利益の客体・内容が明確であり、利益帰属主体の範囲が明確である必要があるところ（潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』（信山社，2009年）33頁），原告らのいう「地域社会」や「自然環境・社会環境・経済活動」は、法律上保護される利益とみるにはあまりにその内容・客体も帰属主体も不明確であり、これを法律上保護される利益に当たると解することには大いに疑問があるといわざるを得ない。

また、「地域社会」のありようや、当該地域における自然環境・社会環境等はその性質上不断に変化するものであり、住民が長期的に保持し得ることを期待できるものでもない。ある時期にある場所において、そこにある地域社会の諸条件のもとで恵沢を享受していたとしても、それは当該地域にそのような条件が備わっていたことによる反射的利益に過ぎず、法律上保護される利益は存在しない。

さらに、「地域社会」あるいは自然環境・社会環境は、不特定多数の者の集团的利益または一般的公益に属する利益と見る余地があるとしても、これを住民個人に帰属する利益とみることもできない。

そもそもいわき市においては、上記「第2」2（1）エにおいて述べたとおり、市内から他の地域へ避難をした自主的避難者がいる一方で、他の地域から多くの避難者が転入し、平成23年3月15日時点において、他の地域からいわき市へ避難をした方の数がいわき市からの自主的避難者数を上回り、また、平成24年3月の新聞報道によれば、他の地域からいわき市へ避難している方は、2万人を超えると報じられているなど、いわき市は被災者にとっての主要な避難先の一つとなっていたものといえることができる。実際に、平成27年国勢調査の結果によれば、平成27年10月1日時点でのいわき市の人口は34万9344人であ

り、これは本件事故前の平成22年10月1日時点での人口34万2249人に比して、約7000人増加している（乙C47）。

社会活動や経済活動の状況としても、いわき市においては、市内の小中学校の入学式・始業式が平成23年4月6日に予定どおり実施され、市役所は同年4月から市民課窓口が通常業務を再開するなど、本件事故直後から市民生活を営むために必要な生活インフラ等の機能が維持されており、また、同年6月ころには同市内に所在する屋外の施設が再開し、同月ころからいわき市内の屋外施設を会場とする東日本大震災の復興イベントを含めた多くの屋外イベントが開催されるなど（「被告東京電力準備書面（14）」2～9頁）、地震・津波による甚大な被害を受けながらも社会活動が活発に行われている状況にあった。

原告らのいう「地域社会力」の意義は必ずしも明確でないが、仮に原告らが例として挙げるような漁業、農業など一部の産業の状況に何らかの変容が生じたとしても（そのような産業のありようが個人に帰属する法益たり得ないことは措くとしても）、以上のような本件事故後におけるいわき市の社会活動や経済活動の状況からは、同市における「地域社会力」が低下したとの評価自体が妥当しない。

（2）原告らが主張する「無形の財産的損害」は仮に生じたとしても中間指針等が示す賠償額に含まれており、別途に賠償されるべき損害はないこと

原告らは、その請求する慰謝料には「無形の財産的損害」及び「精神的損害」が含まれるとし、このうち「無形の財産的損害」は、（物々交換や住民間の相互扶助等が失われたことによる）個々の財産的損害として明確に把握・算定することの困難な、雑多な要因による生活費の増加を意味するものであるなどと主張する。

この点、被告東京電力は本件訴訟の原告らを含む自主的避難等対象区域及び旧屋内退避区域の居住者に対し、中間指針等を踏まえた自主賠償を行っている。

このうち、自主的避難等対象区域の居住者に対する賠償としては、精神的損害と生活費増加費用等を合算した一定額⁶として各自8万円の支払を行うとともに、4万円の追加的費用の賠償を行うほか、妊婦・子供については、精神的損害と生活費増加費用等を合算した一定額として各自48万円を支払うとともに、自主的避難を行ったか否かを問わず4万円を支払い、さらに実際に自主的避難を行った場合は追加的費用として各自20万円を支払っている。

また、旧屋内退避区域の居住者に対しては、精神的損害と「生活費の増加費用」を合算した一定額⁷として70万円を賠償している。これに加えて、旧屋内退避区域から自主的避難等対象区域に避難をし、又は旧屋内退避区域での滞在を継続した方に対しては、その期間に応じ、追加的費用として4万円（妊婦・子供については精神的損害48万円、追加的費用4万円の合計52万円）を賠償している。

したがって、原告らが「無形の財産的損害」の内容として挙げるような物々交換や住民間の相互扶助等が失われたという事情が仮に生じ、かつそのような事情により原告らが主張するような何らかの「無形の財産的損害」が生じたとしても、そのような「無形の財産的損害」は中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準に基づき精神的損害とあわせて賠償済みである。

⁶ 自主的避難を実施した者に関しては「自主的避難によって生じた生活費の増加費用」「避難及び帰宅に要した移動費用」を含むもの、自主的避難等対象区域内に滞在を続けた者に関しては「放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用」をそれぞれ合算した包括慰謝料として提示されている（中間指針追補）。

⁷ 中間指針第二次追補「6 精神的損害」備考2参照。

そして、中間指針等は、通常の被害状況として類型的に想定し得る最大限の範囲を網羅した水準の金額（大多数の者にとって損害填補として十分な、損害を基礎付け得る類型的要素を網羅的に織り込んだ額）を示すものであって（上記「第2」3（3））、精神的苦痛のほか、生活費の増加費用をはじめとする財産的損害についても類型的に想定し得る最大限の範囲を網羅し、これらを合算した金額として、大多数の者にとって損害填補として十分な水準の金額として定められているといえる。

よって、中間指針等を踏まえた被告東京電力による自主賠償額を超えて、「無形の財産的損害」として賠償されるべき損害はない。

5 慰謝料の増額を基礎付けるような故意またはそれに匹敵する重過失はないこと

原告らは、本件事故の発生について被告東京電力に故意又はそれに匹敵する重過失があり、それにより原告らの慰謝料額が増額されるべきであると主張する。

しかしながら、かかる原告らの主張に理由がないことは、「被告東京電力準備書面（27）」で総括的に整理の上、詳細に主張したとおりである。

（1）いかなる結果回避措置が求められるかは予見可能性の程度によって変わってくる

法律上いかなる結果回避措置まで求められるかは、予見可能性の程度と相関関係にあり（森島昭夫『不法行為法講義』（有斐閣，1996年）191頁⁸）、予見可能性を基礎付ける科学的知見の成熟度や信頼度の程度によって大きく左右される（千葉地判平成29年9月22日「違法性

⁸ 「予見可能性は行為者に対してどのような内容の回避義務を課するのか、その前提として問題になっているのであり、回避義務との関係でどの程度具体的に危険の予見を要するかが決まってくる」

の考慮要素たる結果回避義務との関係で、予見可能性の程度は当然に影響し得る。」、名古屋地判令和元年8月2日「予見可能性が認められたからといって直ちに結果回避義務が生ずるものではなく、予見可能性の程度によって、求められる結果回避義務が異なるというべきである。」、山形地判令和元年12月17日「ある事象が発生することの予見可能性の判断は、ある事象が発生することを予見していたかどうかの判断と異なり、単純にあったかなかったかの二者択一になるものではなく、予見可能性の程度が問題となり得る。予見可能性の程度、換言すれば、予見対象を予見すべきであったといえる程度に応じて、執るべきであったといえる措置の内容も異なってくるし、そのような措置を執らなかったことの合理性の程度も大きく変わってくる。」）。

この点について原告らは、予見可能性を基礎づける知見として平成14年7月に地震本部が示した長期評価の見解を挙げ、被告東京電力がかかる長期評価の見解を直ちに津波対策に確定的に取り入れて津波対策を講じるべき義務があったと主張し、被告東京電力においてこれをしなかったことが故意又はそれに匹敵する重過失にあたるとして慰謝料増額を主張している。

ここで原告らが主張している津波対策とは、本件事故後に本件事故を踏まえて各地で取られているのと同内容、同程度のものであり、その具体的内容としては水密化や高所配置など従来の原子力発電所における津波対策の基本的考え方、すなわち津波が敷地高に遡上するのを防ぐというドライサイトコンセプトから直ちに導かれるものではないところ、かかる原告らの主張が認められるためには、長期評価の見解が、被告東京電力をしてそのような津波対策を講じることを義務付けるほどの具体的かつ切迫性のある予見可能性を基礎付けるものであったか否か、長期評価公表後の被告東京電力の一連の対応が原告らの慰謝料増額を基礎づけ

るほどに故意又はこれに匹敵する重過失を構成するものと評価できるか否かが問題になる。

(2) 長期評価の見解は原告らが主張するような結果回避措置を義務付けるような知見ではなかったこと

原告らが予見可能性を基礎づける根拠とする長期評価の見解は、地震本部が「全国地震動予測地図」の作成に向けて行っていた全国98の活断層と海溝型地震を対象とする地震動評価の一環として、平成14年7月に公表したものである。「全国地震動予測地図」の作成は、国民の防災意識の高揚を図る目的で行われ、また、約5年間で合計98もの活断層と海溝型地震の検討・評価を行うという過密スケジュールから、その評価もあくまで全国を大まかに概観したものに留まり、事前条件に乏しく評価ができない、あるいは困難な場合には国民の防災意識高揚に有意な評価を付すという防災行政上の判断もあった。この点については、地震本部の政策委員会（長期評価等の成果物に基づく施策立案、公表業務等を担っている。）において長年要職を歴任してきた長谷川昭東北大学名誉教授も「公表内容の信頼性には差がありますので、公表される情報の受け手側が、その公表内容を防災対策に取り入れるに当たっては、その信頼性の程度を踏まえた上で、どのような対策に結び付けるかを独自に検討することになります。」と述べているところである（丙B71・10頁）。

とりわけ、地震本部がかかる評価の一環として平成14年7月に公表した長期評価の見解は、対象領域である日本海溝沿い領域における過去の地震データや歴史資料が乏しく、既往の津波地震として特定されていた1896年の明治三陸地震のみに基づき発生確率等の計算を行っても国民に対する警告として意味のある数値にならなかったことから、専ら

防災行政上意味のある数値を示すべく、三陸沖から房総沖までの広大な日本海溝沿いの領域を一括りにし、当時はまだ良く分かっていなかった1611年の慶長三陸地震と1677年の延宝房総沖地震も明治三陸地震に「押し付け」て（甲A192の5・5頁）、それらと同規模の津波地震が当該領域のどこかで起こると仮定してポアソン過程に基づき発生確率を計算したという非常に大雑把なものであり、その内容は地震地体構造論や比較沈み込み学、アスペリティ・モデル論、津波地震に関する当時の通説的見解とも大きく乖離するものであった。

こうしたことから、かかる長期評価の見解については、同見解を取り纏めた海溝型分科会の上位組織にあたる地震調査委員会長期評価部会においても「無理に割り振ったのではないか」との疑義が呈され、これに対して同部会の部会長であり海溝型分科会の主査として長期評価の見解を取り纏めた島崎教授自身も「400年に3回と割り切ったことと、それが一様に起こるとした所あたりに問題が残りそうだ」などとコメントするなど、地震本部内部でも疑義が呈された。そのみならず、対外的にも当時地震学会会長兼地震予知連絡会会長の要職にあった大竹政和東北大学名誉教授から「格段に高い不確実性をもつことを明記すべき」、

「相当の不確実性をもつ評価結果を、そのまま地震動予測に反映するのは危険である」といった警鐘を鳴らす意見書が提出されるなど、当時の科学的・工学的理解・感覚とはかけ離れたものであった。そのため、地震本部自身、かかる長期評価の見解の信頼度について発生領域と発生確率のいずれも「C」（やや低い）との評価を付し、最終的に策定した「全国地震動予測地図」においても当該地図作成の基礎資料としては採用せず、あくまで確率論における一知見として採用するにとどまった。

こうしたことから、政府の中央防災会議や原子力安全・保安院等の政府機関、他の原子力発電設備を保有する電気事業者も一樣にかかる長期評

価の見解をそのまま津波対策に取り入れることまではしていなかった（以上，丙B 1 0 3の3・通し頁3 1 5頁，丙A 2 3 6，甲A 2 4の2・1頁，丙A 2 5・8頁，丙A 2 2 7の1～3）。このような長期評価の見解の性質については，地震・津波の専門家も一様にその旨の意見を述べていることから明らかである。

以上のとおり，地震本部が全国地震動予測地図の作成過程において平成14年に公表した長期評価の見解は，国民の防災意識を促すという専ら防災行政上の見地から，当時の通説的見解や当時既に確認されていた地体構造の評価結果にすら反して，海溝寄り領域を一括りにして発生確率を計算したに留まり，日々の備えを促すといったソフト面での対策には取り入れることができても，沿岸部の構造物におけるハード面での対策に取り入れられるようなものではなかった。

（3）長期評価の見解を踏まえた被告東京電力の対応が不合理なものではなかったこと

こうした長期評価の見解の策定経緯やその性質から，被告東京電力としては，同見解を直ちに本件原発の津波対策に取り入れるのではなく，「津波評価技術」の策定作業を終えた土木学会が第Ⅱ期において研究対象とし，設計想定を超える対策（シビアアクシデント対策）の検討に活用されることが期待されていた確率論的安全評価手法の分岐項目に取り入れて研究を進めることとし，平成16年にはロジックツリー作成のための重み付けアンケートを行い，その結果を踏まえて被告東京電力において津波ハザードの解析を行い本件原発の安全性を確認したり（丙B 1 1 5の1・68～69頁，丙B 1 1 5の2・194～198頁，乙B 6・別添資料），平成18年7月には米国フロリダ州マイアミで開催された第14回原子力工学国際会議（ICONE-14）において，長期

評価の見解も取り入れた確率論的津波ハザード評価手法に関するそれまでの研究成果を発表するなど（甲A41の1～2），その研究発展に寄与してきた。

一方で，平成18年9月に新耐震指針が策定され，これに伴い耐震バックチェックが行われる中で，被告東京電力は他の各種知見とともに長期評価の見解をどう取り扱うか，改めて平成20年試算などの津波シミュレーションも行いながら社内検討を行い，最終的には他の電気事業者とともにその取扱いについて専門機関である土木学会に審議を委託し，学会での見解の整理を踏まえて適切に対応することとした。

この点，長期評価の見解については，平成14年7月の公表後，当該時点までに特に同見解の正当性を基礎付けるような知見の進展も特になく，専門家の間でも意見が定まっていなかった状況であった。

こうした状況のもとで，被告東京電力の対応が長期評価の見解の上記性質に照らして十分に合理的なものであり，少なくとも当該見解を津波対策に直ちに取入れていなかったことについて故意又はそれに匹敵する重過失があったということはできない。

とりわけ，本件事故前の時点では，平成18年9月19日新耐震指針の策定や平成19年7月の新潟県中越沖地震の発生などもあり地震対策が急務になっていたのであり，そうした地震対策を差し置いて直ちに長期評価に基づく津波対策を講じていれば本件事故を防げたとの原告らの主張は，本件事故が発生したことを知っている今だからこそいえる結果論に過ぎない。

実際，こうした被告東京電力の対応方針については，平成20年10月28日に同方針について被告東京電力から報告を受けた今村教授も「推本の津波については，今回のバックチェックで波源として考慮しなくてもよい。

バックチェックでは扱いにくく、かなり過大で、非常に小さい可能性を追求するのはどうか。」と長期評価の見解を具体的に取り入れることについて積極的に否定的見解を述べており（丙B114の4・指定弁護士提示資料145）、また、東京高裁（平成29年（ネ）第2620号。本件と同様、本件事故に関して被告国及び被告東京電力を被告とする損害賠償請求控訴事件）で行われた証人尋問においても「試算をし、主要建屋の敷地高を超える水位が算出されたのに、対策をとっていなかったことが問題の先送りであったかのような指摘がされているとのことですが、当時、私が津波工学者としてアドバイスをしたとおり、念のために試算をして影響を把握しておくことと、具体的に対策を取るとは別問題であって、このような試算があっても科学的なコンセンサスがないものである以上、直ちにこの試算を前提にした津波対策をすべきであったとは考えておりません。」（丙B30・33頁）、「試算の前提とした知見に科学的なコンセンサスがない以上、複数の専門家に調査検討を依頼するなどして科学的なコンセンサスの有無を詰めていく作業をするべきで、その上で試算結果の前提となる知見に科学的コンセンサスが得られた段階で具体的な対策の検討に入っていくべきであると思います。」

（同）、「試算を把握した東京電力が、直ちに対策をするという方向に舵を切らず、専門家に対し、さらなる調査検討を依頼する方向で動いたのであれば、それは先送りではなく、工学的には正しい行動であったと評価されるべきです。」（同）、「（長期評価の見解について専門機関である土木学会に審議を委託したことについて）妥当だったと思います。」（丙B101の1・80頁）と繰り返し言明しているところである。

ところで、平成14年7月の長期評価の見解の公表後に、被告東京電力の担当であった高尾誠氏が、原子力安全・保安院の担当者であった川

原修司氏から長期評価の見解に基づく津波シミュレーションの実施を指示されたのに対し、「谷岡・佐竹の論文を説明するなどして、40分間くらい抵抗した」とメールで報告していること（丙B67）等を捉まえて、被告東京電力が長期評価の見解を決定論的に取り入れるのを不合理に阻止したかのような指摘もなされている。

しかし、電気事業者として、規制機関である原子力安全・保安院に対し当時の知見の状況や長期評価の見解に対する評価等について正確な理解を求めることは何ら不合理でなく、また、被告東京電力が原子力安全・保安院に伝えた長期評価の見解に係る専門家の認識の状況については、本件訴訟において提出された多くの専門家の意見書に記されている本件事故以前の認識状況とまさに合致するものであり、何ら誤った情報を申告したり、意図的にミスリードしたなどという事実もなく、このような専門家による認識状況を規制機関に伝えたことをもって、被告東京電力の過失が基礎付けられるものではない。

（４）長期評価の見解に係る知見の進展状況からも、被告東京電力において当該知見を取り入れて津波対策を講じることが義務付けられるものではなかったこと

以上に加えて、今回発生した地震は、あくまで北寄りの三陸沖で最初の巨大地震が発生し、それに連動して沖合の海溝沿いで津波地震が発生し、その岩石破壊が余りに大きすぎたためにより南方の福島県沖海溝沿いにまで伝播したというものであり、長期評価の見解が示したような津波地震が福島県沖で発生したものではない（乙A157・69頁、丙B101の1・82頁）。

また、その規模も長期評価の見解が予測した内容とは全く異なる。実際、地震本部も本件地震発生当日に発表した「平成23年（2011年）

東北地方太平洋沖地震の評価」（丙A23）において、「今回の地震の震源域は、岩手県沖から茨城県沖までの広範囲にわたっていると考えられる。

地震調査委員会では、宮城県沖・その東の三陸沖南部海溝寄りから南の茨城県沖まで個別の領域については地震動や津波について評価していたが、これらすべての領域が連動して発生する地震については想定外であった。」としている。

その意味で、海溝寄り領域のどこでも明治三陸地震クラスの津波地震が発生するとの長期評価の見解が理学的裏付けのない状態であることは、今日においても、平成14年当時と変わりはない。

また、長期評価の見解については、本件事故直前の時点で、既にそのまま津波対策に取り入れることはできないことが確認されていた。

すなわち、土木学会は、前記のとおり被告東京電力を含む電気事業者から委託を受けて、平成21年11月より「津波評価技術」の改訂等に向けた第IV期の審議の中で、長期評価の見解の取扱いについての検討を行ったが、当該時点では、既に少なくとも海溝寄り領域の北部と南部とでは地体構造を異にし一体と見ることはできないこと、福島県沖を含む南部領域では津波地震を引き起こすとされていた海底構造が存在しないことなどが実地調査をもって確認されていた（丙B19の1～2）。

さらに、本件地震発生直前の平成22年12月7日に行われた第2回会合では、既に被告東京電力による平成20年試算（甲A216）の前提にもされた「海溝寄りのどこでも明治三陸地震と同程度の津波地震が発生する」との長期評価の見解は採り得ず、日本海溝沿い領域においては北部と南部を区別し、福島県沖を含む南部では仮に津波地震が発生するとしても北部に比べてすべり量が小さいという方向で議論が進められ

ていたのである（丙B114の4・指定弁護士提示資料173～174）。

こうした中、被告東京電力としては、土木学会における審議状況を踏まえつつ、社内では「津波対策ワーキンググループ」を設け、福島県沿岸5箇所における大規模な津波堆積物調査を実施したり、既存の防波堤の嵩上げや護岸上での防潮堤の新設といったドライサイト対策の検討を開始したりしていた（以上、甲A328・37頁、丙B114の2・167～170頁、丙B114の3・282～283頁、丙B114の4・指定弁護士提示172、同178～179）。

このような客観的状況からも、長期評価の見解の性質や当該知見の進展状況を見無視して直ちに設計に取り込むべきであったとする原告らの主張が明らかに後付けのものであり、被告東京電力の対応が不合理なものであったとはいふことができない。

（５）小括

以上のとおり、長期評価の見解の科学的知見としての成熟度やその公表された目的や性質、本件事故前の知見の進展状況に照らせば、被告東京電力が長期評価の見解の公表後にこれを直ちに確定論的津波評価の対象として取り入れるのではなく、確率論の考慮要素に取り込んで研究を進め、バックチェックを巡る対応方針の決定においても、専門家の間でも意見が定まっていなかった長期評価の見解の取扱いについては専門機関である土木学会に審議を委託して専門家意見の集約を求め、その結論を得たうえで適切に対応するとしたことは、本件事故発生以前の専門的・科学的知見の状況からすれば何ら不合理なものではない。

むしろ、各原子力発電所における「津波評価技術」に基づく津波対策が十分な裕度をもって講じられていると考えられており（原子力安全・

保安院が指示した耐震バックチェックも、前述のとおり既設発電用原子炉施設については従来の安全審査等によって安全性が十分に確保されていることを前提にしていた。)、かつ福島県沖海溝寄り領域については波源モデルも策定されておらず、長期評価の見解に基づく確定論的津波対策を講じるべきとの専門的意見も明確に提示されていない中であって、まずは専門的知見の整理・集約を行って対応するとしたことは十分合理的な経営判断の枠内にあるものであって、かかる判断をすることをもって、被告東京電力に法律上の注意義務違反があったと評価することはできない。

なお、平成20年試算(甲A216)に基づいて結果回避の対策を講じていたとしても、本件事故を回避し得なかったことについては、被告東京電力準備書面(15)で詳述したとおりである。

第5 弁済の抗弁

以上のとおり、原告らについて、いずれも中間指針等を踏まえた被告東京電力の自主賠償基準を超える精神的損害が認められないが、仮に被告東京電力の自主賠償基準を超える損害が認められるとしても、それらの損害に対しては弁済の抗弁が成立する。以下、その詳細を主張する。

1 弁済の抗弁に関する考え方(費目を問わず弁済充当されるべきであること)

(1) 本件事故に基づく損害賠償請求権である以上、損害の費目を問わず請求権として1個であること

本件訴訟において、原告らは慰謝料として「精神的損害」及び「無形の財産的損害」の賠償を求めているが、同一の加害行為による財産的損害と精神的損害は、その賠償の請求権は1個であり、両者の賠償を訴訟

上あわせて請求する場合、訴訟物は1個である（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁⁹、乙A161・2頁及び3～5頁。かかる判例の考え方を以下「訴訟物1個説」という。）。

不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における訴訟物の個数に関する見解は、大きく分けて、侵害された損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する見解と、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権である以上は損害の内容や性質を問わず全ての損害を包括して1個の請求権のみが成立するという見解があるところ、かつては侵害された損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する前説もあったものの、前掲最判昭和48年4月5日は最高裁として初めてこの問題を正面から判断し、財産的損害と精神的損害は請求権及び訴訟物としては1個であるという立場をとることを明らかにした（同判決に関する最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）454頁））。

また、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）』〔窪田充見〕（有斐閣、2017年）880頁）ことが指摘される。このような慰謝料の補完的機能は、慰謝料の評価・算定は財産的損害と一体的になされるべきとの考え方にもとづいているから、一般的な慰謝料の補完的機能の場面とは反

⁹ 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するから、それぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は1個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は1個であると解すべきである。」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上的損害とを相互に融通して認容することができるとした。

対に、財産的損害が十分であることは、慰謝料の算定に当たって考慮される必要がある（乙 A 1 6 2・4～5頁）。

判例上も、前掲・最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は「上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、かかる説示は「他に財産上の請求があるか否か」が慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素であるとするものであって、財産的損害と慰謝料を1つの請求権と捉えることを前提としている。

このように、財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害として個々に損害賠償請求権が成立するものではなく、下記（2）で述べるように、これに対応する弁済の抗弁の対象としても、精神的損害と財産的損害の別を問うことなく既払い金が弁済として充当されるべきことは当然の理である。

さらに、本件訴訟において原告らは、慰謝料として「精神的損害」及び「無形の財産的損害」を請求するとしているのであり、そのような原告らの請求に照らしても、精神的損害の名目で支払われた賠償金だけではなく、財産的損害も含めた支払い済みの総賠償額をもって弁済の抗弁の対象として判断されるべきであることが明らかである。

(2) 一部請求における弁済の抗弁の判断方法について

上記(1)のとおり、不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟物の個数に関しては、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権においては全ての損害を包括して1個の請求権が成立するというのが最高裁判例の立場である。そうすると、本件訴訟においては、本件事故による損害のうち慰謝料のみについて賠償を求める原告らの請求は、一部請求であると捉えられる。

一部請求に対して既払い金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、判例上、まずは各原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払い金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされており(いわゆる「外側説」。前掲最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁。なお、同判決以前においても、既に外側説が実務の大勢を占めていたとの指摘がある(同判決に関する最高裁判所判例解説民事篇昭和48年度454頁の脚注14)。)、これが裁判実務における確立した取扱いとなっている。

外側説の妥当性に関しては、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁が「まず、当該債権の総額を確定し、その額から自働債権の額を控除した残存額を算定した上、原告の請求に係る一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度でこれを認容すべきである」との判示に続き、「けだし、一部請求は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又は債権総額に対する一部請求

の額の割合で案分した額を控除して認容額を決することは、一部請求を認める趣旨に反するからである」と簡潔に述べるとおりである。

(3) 訴訟物1個説及び外側説からの帰結

こうした訴訟物1個説及び外側説に即せば、本件訴訟においてもまずは財産的損害・精神的損害を問わず各原告の被った全損害を認定した上で、そこから財産的損害と精神的損害の別を問わずに既払い金が弁済の抗弁として控除され、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額について認容し、残額がなければ請求が棄却されることとなる（乙A161・2頁，9～11頁）。

なお、原告らは、中間指針等が示す慰謝料の賠償額の半額を「実費賠償に相当する部分」とみて、本件訴訟における訴訟物と重複するのは自主的避難等対象区域につき大人4万円、妊婦・子供28万円、旧屋内退避区域につき35万円に限られ、それを超える支払については弁済充当されないなどと主張する。

しかし、被告東京電力が中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づき支払うこととしている慰謝料（自主的避難等対象区域については包括慰謝料として妊婦・子供につき48万円、それ以外の者につき8万円。旧屋内退避区域につき生活費の増加費用を含めた慰謝料として70万円。）について、精神的損害の賠償部分と財産的損害の賠償部分を峻別・特定することはできない。実際にも、例えば避難を実施していない者においては避難費用その他の財産的損害は生じていないが、これらの者に対しても同額の慰謝料が支払われているのであって、その内訳が峻別・特定できないことは明らかである。

また、本件訴訟において、原告ら各人について財産的損害が実際に生じた事実及びその数額の主張・立証はなく、各自に生じた財産的損害の認定自体がなし得ない。

そうであるにもかかわらず、被告東京電力による慰謝料の賠償額の半額を「実費賠償に相当する部分」とする原告らの主張は根拠を欠く。したがって、原告らの主張は明らかに失当である。

(4) 裁判例

ア 本件事故に関する前掲札幌地判令和2年3月10日

本件事故に関する前掲札幌地判令和2年3月10日155頁（乙A159）は、弁済の抗弁に関し、当事者の合理的意思の解釈を根拠に、「仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとしようがわからない」ことから、「各原告に生じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した金額」を控除するとの判断を示し、各原告について、財産的損害と精神的損害の既払い金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

イ 本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日

上記のような弁済の抗弁の考え方は、本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日（乙A156の1）においても認められている。

すなわち、千葉地裁判決の原告で、自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば、世帯番号1についてみると、精神的損害の

みを賠償請求していた世帯番号1の原告1-1（妊婦であった者）に対して、被告東京電力は「①精神的損害及び追加的費用」として40万円を、「②追加的費用」として20万円を裁判外で賠償していたところ（別紙23）、千葉地裁判決は当該原告に対する避難慰謝料として60万円を認容した上で、上記①と②の合計60万円を全額既払い金として充当して控除し（別紙24）、認容額は0円（請求棄却）と判断している。

また、世帯番号3（原告は1名）は、避難交通費等の財産的損害と精神的損害をともに賠償請求していたところ、千葉地裁判決は損害額を146万0740円と認定し（うち精神的損害の認容額は30万円）、これに対して、ADR手続で賠償された金員を含めた既払い金の全額である131万1990円について既払い金として充当して控除し、その残額の14万8840円のみを認容したものである（別紙25。なお、当該世帯については世帯構成員間での弁済の充当もされており、この点については後述する。）。

このように、同判決も精神的損害と財産的損害の別にかかわらず、特に両者の区別を認めないで、既払い金の控除を行っている。

ウ 本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日

さらに、同じく本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日（乙A160）は、弁済の抗弁に関し、「～各原告の損害額を認定し、かかる損害額全体から、被告東電が本件事故に係る賠償金として各原告に支払った金額を控除し、なお残額が存在する場合には、その残額に相当因果関係が認められる範囲の弁護士費用（残額の1割程度）を上乗せした金額を認容する。」と説示し、精神的損害と財産的損害を合

わせた損害額の全体から，被告東京電力が直接賠償手続により賠償した既払い金の全額を費目を問うことなく弁済充当している。

(5) 小括

以上により，精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体に対し，被告東京電力が弁済の抗弁として主張する既払い金の合計額が，財産的損害と精神的損害の別を問わず弁済として充当されるべきである。

2 世帯構成員間の弁済の充当が認められるべきであること

(1) はじめに

被告東京電力は，本件事故により発生した損害賠償請求権は1個の請求権を構成するものであること，原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていることに鑑み，原告らが所属する世帯に対してなされた賠償額のうち被告東京電力が弁済の抗弁として主張する額に関し，当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が弁済の抗弁額を下回る場合には，当該過払分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり，このような世帯構成員間での弁済の充当は，精神的損害・財産的損害の別を問わず，かつ本件訴訟の原告であるか否かの別を問わないものであることを主張する。

(2) 受領権限のある世帯の代表者が世帯分の賠償金を一括して受領していること

被告東京電力による賠償は，中間指針等を踏まえて被害者一人一人について個別に賠償金額が計算されているが，実際の支払は必ずしも被害者一人一人に対して個別に行っているものではない。

複数人の被害者で構成される世帯に属する被害者については、その世帯の代表者が世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括して被告東京電力に請求し、請求を行った代表者は請求を受けた被告東京電力から当該世帯の構成員全員分をまとめて受領している。

こうした請求及び弁済受領の実態に鑑みれば、世帯の代表者は請求においても弁済の受領においても権限を委任され世帯の他の構成員を代理又は代理受領しており、事実として同一世帯を構成する複数の人員の各債権の受領を一括して行っているものといえる。

したがって、形式上・外観上は世帯の代表者に対してのみ賠償金の支払がなされており、世帯の他の構成員に対しては特段の支払がなされていないとしても、かかる代表者に対する賠償金の支払は当該世帯の構成員全員に発生した損害を填補するものと考えられ、この意味において世帯内部における構成員同士の弁済の充当が認められなければならない。

また、仮に構成員同士の弁済の充当がなされないとすれば、世帯構成員のうち、既払い金を超える損害が認定された者に対しては請求が認容され、他方で過払いが生じている者に対しては別途に不当利得返還請求がなされ得ることとなるが、そのような処理は煩瑣であって、被害者の迅速な救済という観点からは構成員同士の弁済の充当を認めることは極めて妥当なものといえる（以上、乙 A 1 6 2 ・ 1 5 ～ 1 6 頁，乙 A 1 8 1 ・ 4 頁，1 1 ～ 1 3 頁，1 5 頁）。

すなわち、構成員同士の弁済の充当が認められることは原告らにとっても利点があり、このような観点からも、充当が認められるべきである（以上、乙 A 1 6 2 ・ 1 5 ～ 1 6 頁，乙 A 1 8 1 ・ 4 頁，1 1 ～ 1 3 頁，1 5 頁）。

(3) 世帯構成員全員の損害を填補するものとして当然に弁済充当されるべきこと

さらに、被告東京電力が支払う賠償金は、世帯に対する賠償であると評価の上で、世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に当然に充当されるべきものである。

すなわち、同一世帯は生計を共通にし、いわゆる「財布は1つ」の状態にある。

例えば不法行為の過失相殺（民法722条2項）に関する判例には、いわゆる「被害者側の過失」として「被害者と身分上ないしは生活関係上一体をなすとみられるような関係にある者」の過失を斟酌したものがあるが（最判昭和42年6月27日民集21巻6号1507頁）、これは、同一世帯（家族）が経済的・社会的に一体であること（「財布は1つ」）を重要な考慮要素としたものと解される¹⁰。

これらの損害に対する賠償は、名目上は世帯構成員のうち1人の原告に対する既払い金であっても、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われているといえる。

したがって、賠償金は世帯の構成員全員の損害を填補するものとして、世帯構成員の損害に当然に弁済充当されるべきであり、また、そのような充当を認めることが当事者の合理的意思にも合致する（以上、乙A162・9～13頁、乙A181・4頁、11～13頁、15頁）。

特に、自主的避難等対象区域の居住者に対する被告東京電力の自主賠償は、「不安」に対する慰謝またはその不安に対処するための費用を対

¹⁰ 四宮和夫「事務管理・不当利得・不法行為（下）」（青林書院、1985年）632頁、窪田充見「不法行為法（第2版）」（有斐閣、2018年）431～433頁。

象とするものであるところ，その実質は，名目上賠償の名宛人となっている者を越えて，家庭共同体全体（世帯）がその被害（不安やそれに対処するための費用の支出）を受け，また賠償によってその被害を慰謝・回復するものである。

すなわち，自主的避難等対象区域の居住者に対する被告東京電力の自主賠償基準においては，妊婦・子供についてそれ以外の者よりも賠償額が高く設定されているが，これは妊婦・子供自身が大きな被害を受けることによるものというよりも，放射線への感受性が高い可能性が認識されている妊婦・子供が世帯内にいることによって家庭共同体（世帯）が全体として被害を受け，そのような被害が世帯全体に対する賠償によって回復されるという実質を有するものといえる（以上，乙 A 1 8 2 ・ 8 ～ 1 0 頁）。

（４）出捐の受益者が不可分であること

上記のように，被告東京電力による賠償金はその性質上，世帯構成員全員に共通する損害への填補を含むものであり，そのような世帯全体分の賠償金が世帯の代表者に一括して支払われているという実態にある。

翻って，そのような賠償の対象となった出捐によって利益を受けた者は誰か，という観点から検討するに，家族で行った移動に係る費用の支出（交通費等）や，生活費の追加的な支出など，賠償の対象とされた出捐の多くは，当該出捐によって当該世帯が全体として利益を受ける性質のものであるといえる。

すなわち，これらの出捐によって，世帯構成員のうち誰が，いくら分の利益を受けたかを構成員ごとに分割して把握することはできないのであり，出捐によって世帯構成員全員が不可分に利益を受けていることが明らかである。

このように、賠償の対象とされた出捐が世帯構成員全員に不可分に利益をもたらしたものである以上、当該出捐に対する損害の填補としての賠償は、世帯構成員全体に対する損害への填補として支払われたものであると解することが損害の実態に沿うものであり、当事者の合理的意思とも合致する。

この点からも、世帯内部における構成員間の弁済の充当を認め、世帯の1人に支払われた額が同人について認定された損害額を上回る場合には、その超過額が他の構成員の損害に対する弁済に充当されなければならない。

(5) 裁判例等

ア 本件事故に関する前掲・福岡地判令和2年6月24日

本件事故に関する前掲・福岡地判令和2年6月24日（乙 A 1 6 0）も、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば世帯番号17（原告番号43～46）に関し、各人に生じた損害の合計額から、各人に対する既払い金を控除すると、原告番号43につき62万4080円、同45につき17万円、同46につき8万9738円の過払いがあることを認定した上で、「同一世帯では原則として家計を共通にする」ところ、「名目上は上記各原告に対する支払であっても、実質的には、原告番号43らの世帯単位の財産的損害に係る賠償とみることができる」ことを理由に、原告番号43、45及び46に支払われた財産的損害に対する賠償金の超過額（合計88万3818円）を同44の損害に充当した結果、4名全員の請求を棄却した。

同様に、世帯番号5（原告番号13～16）についても、原告番号14について生じている財産的損害の過払い分を、原告番号13の損害に充当した。

このように、福岡地裁判決も、各原告世帯について世帯構成員間で既払い金を弁済充当したものであり、被告東京電力の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

イ 本件事故に関する前掲・千葉地判平成31年3月14日

上記のような弁済の充当の考え方は、前掲・千葉地判平成31年3月14日（乙A156の1）においても認められている。

すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払い金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、弁済充当に際し、同一世帯内では、名目上うち1人の原告に対する既払い金であっても、世帯の構成員全体の損害に填補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充当することとした（以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする）。」と述べて世帯構成員間での弁済充当の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払い金を充当した（乙A156の1・371頁）。

具体的には、千葉地裁判決の原告で自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば世帯番号3に対する損害認容額は同判決の別紙25のとおりであり（乙A156の1・437頁）、損害額を14万830円と認定した上で、世帯内の訴外の者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払い控除額として認めており、認容額は14万8840円と判断をした。

同じく世帯番号4についても，原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた72万円について，原告に対する既払い控除額として認めている（乙A156の2・435頁の別紙23，442頁の別紙28）。また，世帯番号2については，原告間における同一世帯内の弁済充当を認めている（乙A156の2・35頁の別紙23，437頁の別紙25）。

このように，前掲・千葉地裁判決は，自主的避難等対象区域に居住していた者について，精神的損害と財産的損害の区別を認めずに既払い金の控除を行っていることに加えて，各原告世帯について世帯内で既払い金を充当したものであり，被告東京電力の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

そして，このような世帯構成員間での弁済充当が認められるべきであるとの理は，自主的避難等対象区域の居住者に限られるものではなく，世帯単位で避難費用・一時立入費用，就労不能損害等の財産的損害が賠償の対象とされ，世帯内に共通する財産的損害の填補がより幅広くなされている旧屋内退避区域の居住者においても，より一層妥当するというべきである。

ウ 東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁

本件事故以外の事案においても，世帯内における弁済の充当を認めたものがある。

交通事故で人身傷害を受けた子の治療費等について，その親が人身損害に係る自賠償保険金50万円を受領した後，その弁済が過払いであることが判明した事案において，「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合には，実質的にみると，弁済者に対する関係では親の治療

費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえないのである。

したがって、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果をうるゆえんでもある。

さもないと、損害賠償債権は、過失相殺など当事者には不確定な要素があるため、弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したときにまで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷に過ぎる（勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これでしかいけないとするといかにも形式的で煩瑣である。）ばかりでなく、当事者間の合理的な意思にも沿わないものというべきである。」と説示し、親に対する過払い分は親が子を代理して子の損害賠償請求権について弁済を受けたものとした。

かかる裁判例は、親子が経済的に同一体とみなすべき関係にあることや、当事者の合理的意思等を理由に、弁済金の過払い分は親が子の代理人として受領したものと解して弁済の効力を認め、親に対する過払い分を子の損害に充当することを認めたものである。本件訴訟においても、世帯の構成員への賠償に過払いが生じているのであれば、これを他の世帯構成員の損害に弁済として充当することが認められるべきである（乙 A 1 8 1・8～9頁）。

また、この裁判例は、債務者には不当利得返還請求などの方法があるものの、そのような途をとらざるを得ないことは形式的かつ煩瑣であるとして、弁済の充当を認めないことによる債務者の不利益を考慮

している。本件訴訟においても、被告東京電力が過払いの生じている原告らに対し不当利得返還請求をしなければならないこととするのは、紛争の一次的解決という観点からしても妥当でない。

したがって、本件訴訟においても世帯構成員間の過払い分の充当が認められるべきである。

(6) 世帯内充当の方法

世帯構成員間で弁済の充当をする際には、当事者の合理的な意思及び複数の債務の間で弁済の利益が等しい場合に各債務の額に応じて充当する民法の規定（平成29年改正前民法490条、489条4号）に鑑み、世帯の構成員のうち特定の者に支払われた金額が、その者が被った損害の額を超える場合、超えた分については、その余の構成員の未賠償額の比率に応じ、その余の構成員に按分して充当される¹¹。

第6 結語

以上のとおり、原告らのうちいわき市内の自主的避難等対象区域については、受忍限度を超える侵害があったとは認められず、原告らの法律上保護される利益に対する違法な侵害があったとは評価し得ないほか、旧屋内退避区域については居住者の行動に一定の制約が生じ得たことを勘案しても、少なくとも平成23年4月22日以降には受忍限度を超えて法律上保護される利益の侵害が生じたとは認められない。

¹¹ 具体的な按分の計算の方法としては、例えば、世帯の代表者であるAは80の損害を被りながら100の弁済を受領する（20の超過がある。）一方、Bは80の損害を被りながら50の弁済しか受領しておらず（30の不足がある。）、Cは70の損害を被りながら50の弁済しか受領していない（20の不足がある。）場合、Aに対する超過分である20は、Bに対する不足分である30とCに対する不足分である20の比率である3：2で按分し、Bに対して12、Cに対して8の弁済にそれぞれ充当すべきである。

他方、被告東京電力は通常の被害状況として典型的に想定し得る最大限の範囲を網羅した水準の精神的損害の賠償を（自主的避難等対象区域については共通の損害が生じたものと推認又は擬制した上で）行っており、仮に居住者において一定の不安感や生活阻害が生じたとしても被告東京電力による自主賠償基準による額を超える共通損害は到底認められないことは明らかである。

したがって、原告らの請求は全て棄却されるべきである。

以 上